



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県営土地改良事業に係る換地処分（村づくり計画課） 1
- 漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定の変更（水産課） 1
- 道路の区域の変更（道路管理課） 2
- 基本測量の実施の終了の通知（道路管理課） 2
- 海洋博覧会地区内施設の入場料の承認（都市公園課） 2

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 3

監査委員事項

- 包括外部監査人からの監査の結果に基づき講じた措置の通知に係る事項の公表 5

正 誤

- 令和4年3月31日付け公報号外第4号中訂正 41

告 示

沖縄県告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、宮古島市イリノソコ地区県営水利施設整備事業に係る換地処分をした。

令和4年6月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第247号

平成20年沖縄県告示第389号（漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定）の一部を次のとおり変更する。

令和4年6月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

変更前

加入区の名 称	加入区の区 域	漁業の区 分
与那城加入区	与那城町漁業協同組合の地区	1 主としてひき縄漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業） 2 主として刺し網漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業） 3 主としてはえ縄漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてはえ縄漁業） 4 定置漁業

変更後

加入区の名 称	加入区の区域	漁業の区分
与那城加入区	与那城町漁業協同組合の地区	1 主としてはえ縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてはえ縄漁業) 2 主として刺し網漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業) 3 主として一本釣り漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として一本釣り漁業) 4 主としてまぐろ一本釣り漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろ一本釣り漁業) 5 主としてそでいか旗流し漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてそでいか旗流し漁業) 6 定置漁業 7 潜水器漁業

沖縄県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和4年6月17日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

令和4年6月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 14号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字源河浜原1052番から名護市字源河浜原1031番まで	7.6m ~ 16.0m	149m
新	名護市字源河浜原1052番3から名護市字源河浜原1031番まで	9.3m ~ 16.5m	149m

沖縄県告示第249号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和4年6月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施した地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施した期間 令和4年1月1日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（時空間変位確定測量）

沖縄県告示第250号

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第56号）第10条第4項の規定により、次のとおり海洋博覧会地区内施設の入場料を承認した。

令和4年6月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 海洋博覧会地区内施設
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 入場料の適用年月日 令和4年10月1日
- 4 入場料の額

(1) 施設に入場しようとする場合の入場料

区分		入場料（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
海洋博覧会地区内施設（水族館に限る。）	一般	2,180円	1,730円
	高校生	1,440円	1,140円
	中学生及び小学生	710円	560円

備考

- 1 「一般」とは、「高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「高校生」とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で入場する場合をいう。

(2) 1年間を通して施設に入場しようとする場合の入場料

区分		入場料（1人につき）
海洋博覧会地区内施設（水族館に限る。）	一般	4,360円
	高校生	2,880円
	中学生及び小学生	1,420円

備考

- 1 「一般」とは、「高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「高校生」とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和4年6月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年3月31日
- (2) 商号名 株式会社繁栄工業
- (3) 代表者名 澤岷優介
- (4) 所在地 西原町字内間91番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第13170号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和4年3月9日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和4年3月31日
- (2) 商号名 託一建設株式会社
- (3) 代表者名 大城優

- (4) 所在地 那覇市字安里361番地34
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-2) 第13856号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和4年3月14日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和4年3月31日
(2) 商号名 株式会社スキルフロンティア浜里
(3) 代表者名 浜里信也
(4) 所在地 北中城村字安谷屋836番地3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第13833号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和4年3月17日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和4年3月31日
(2) 商号名 株式会社円満企画
(3) 代表者名 塩川秀和
(4) 所在地 豊見城市字与根77番地12
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第13185号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和4年3月23日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和4年4月28日
(2) 商号名 琉愛興業
(3) 代表者名 屋良潤
(4) 所在地 南風原町字津嘉山809番地6 東宝建設ビル7 201
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第13950号
(6) 処分の内容 許可した業種のうちとび・土工工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和4年4月5日付けで、建設業法第12条に基づきとび・土工工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和4年4月28日
(2) 商号名 株式会社沖縄エンジニア
(3) 代表者名 仲本賢一郎
(4) 所在地 宜野湾市野嵩二丁目1番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第8410号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和4年4月6日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和4年4月28日
(2) 商号名 株式会社新興電気
(3) 代表者名 新嘉喜功也
(4) 所在地 豊見城市字高嶺610番地16南分譲J-25
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30) 第13494号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装

工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 令和4年4月6日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和4年4月28日
 - (2) 商号名 株式会社新里土木
 - (3) 代表者名 下地紀孝
 - (4) 所在地 宮古島市平良字西仲宗根689番地5
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-2)第5580号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和4年4月7日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和4年4月28日
 - (2) 商号名 幸地冷機工業株式会社
 - (3) 代表者名 幸地哲雄
 - (4) 所在地 中城村字和宇慶869番地2
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第1739号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和4年4月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和4年4月28日
 - (2) 商号名 成功沖縄コンストラクション株式会社
 - (3) 代表者名 リュウ・ケン・ウン
 - (4) 所在地 うるま市石川山城1468番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-2)第13970号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和4年4月11日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第3号

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年6月17日

沖縄県監査委員	安 慶 名	均
沖縄県監査委員	新 垣 真	秀
沖縄県監査委員	上 原	章
沖縄県監査委員	山 内 末	子

一平成22年度包括外部監査報告に係る分一

〈過年度の措置状況とそれに対する評価〉

平成16年度包括外部監査報告に対する措置に係る分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置	当初の措置内容等に対する包括外部		

		理由	監査人の評価		
監査意見	<p>県立看護大学の会計は、一般会計に取り込まれており、大学独自の歳入歳出の状況が把握できない状況にある。しかし、これでは組織体としての経営感覚が欠如し、コスト意識の欠如を生み出している。</p> <p>そこで、経営責任の明確化、コスト意識高揚のために、県立看護大学を一つの会計単位と扱うべきである。その上で、県立看護大学も独立行政法人化すべきである。</p>	<p>【H22.12.24公報（号外第38号）】</p> <p>県立看護大学を一つの会計単位とすることは、大学を独立行政法人化の中で実現させていく予定であったが法人化は当面実施しないこととなった。</p> <p>大学としては経費節減等職員の意識改革を図っていくとともに、大学の法人化が必要と考えることから今後とも法人化について関係者の理解を得るよう努めていく。</p>	<p>措置を講じたとは評価できない。</p> <p>行財政改革プランとの整合性をとりつつ、組織のあり方について評価することが今後の課題である。これは、大学自身が決定権限をもっていない事項であるから、トップダウン型による評価活動が必要である。</p>	<p>令和3年3月に公立学校法人沖縄県立看護大学定款を策定し、令和4年3月に総務大臣及び文部科学大臣から設立認可を受け、令和4年4月1日から公立大学法人へ移行することとなった。</p> <p>移行後は、公立大学法人として大学運営するため、理事長が経営責任者となり、企業会計原則をもとにした地方独立行政法人会計基準が適用されることとなる。</p> <p>また、法人化後は、外部有識者からなる県の附属機関である「沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会」において、法人が達成すべき業務運営に関する目標である中期目標に基づいた法人の業務実績の評価が実施されることから、業務改善サイクルが確立されるとともに評価の客観性が図られることとなる。</p>	保健医療部 保健医療総務課
監査意見	<p>県立看護大学は、従来の官庁会計による現金主義の単式簿記により会計処理されているために、正確なコスト負担額を計算することは不可能となっている。</p> <p>そこで、発生主義による複式簿記方式を採用すべきである。そして、損益計算書の赤字について、費用対効果の評価するツールとしての公共サービスの評価基準を作成して、</p>	<p>【H22.12.24公報（号外第38号）】</p> <p>発生主義による複式簿記方式の導入については、独立行政法人化が先送りになり実現できないこととなったため、会計については従前の予算・決算体制を継続する。「公共サービス評価検討委員会」の設置につい</p>	<p>措置を講じたとは評価できない。</p> <p>県立看護大学は公共的なサービスを提供する役割を担っているが、その一方で、業務の進め方には採算性や効率性が求められる。その意味では、包括外部監査の意見の提案する第三者委員会は、継続的に事務・事業を評価し、改善活動に結びつけるための引き金としての役割を果たす。沖縄県知事の</p>	<p>令和3年3月に公立学校法人沖縄県立看護大学定款を策定し、令和4年3月に総務大臣及び文部科学大臣から設立認可を受け、令和4年4月1日から公立大学法人へ移行することとなった。</p> <p>移行後は、企業会計原則をもとにした地方独立行政法人会計基準が適用されることとなり、発生主義による複式簿記方式を導入する。</p> <p>また、法人化後は、外部有識者からなる県の附属機関である「沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会」において、法人が</p>	保健医療部 保健医療総務課

	<p>予算段階での事前評価、決算承認段階での事後評価を実施する必要がある。このツールである評価基準の作成のために「公共サービス評価検討委員会」等の設置について検討すべきである。</p>	<p>では主管課と調整していきたい。</p>	<p>リーダーシップのもとで第三者委員会の設置が推進されることが求められている。</p>	<p>達成すべき業務運営に関する目標である中期目標に基づいた法人の業務実績の評価が実施されることから、業務改善サイクルが確立されるとともに評価の客観性が図られることとなる。</p>	
--	--	------------------------	--	--	--

－平成28年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>【認可化移行支援事業】 P D C Aに用いる成果指標は、企画部指示による全庁的な取扱いでありやむを得ない。しかし、取組の効果として事業成果を把握していることから、成果指標の状況説明欄に説明事項として記載して、有効性評価を明瞭にすべきであると考ええる。</p>	<p>監査人の意見を踏まえて活動指標に認可化移行施設数の目標値、実績値を記載した。成果指標において待機児童数の目標値、改善幅を記載することで認可化移行支援事業の有効性評価が明瞭に示されている。</p>	子ども生活福祉部子育て支援課
監査意見	<p>【新すこやか保育事業】 本事業は、認可外保育施設の入所児童の処遇向上が目的となっていることから、予算編成時に、市町村と連携して把握した本事業の対象となる、認可外保育施設入所児童数への助成率を成果目標として設定し、実績比較による有効性評価を行い、次年度以降への必要なフィードバックをすべきである。</p>	<p>県では、認可外保育施設の入所児童の処遇向上による保育の質の確保・向上を図ることを主眼として給食費等へ補助を行ってきた。 認可外保育施設の中には、施設の方針として弁当持参で給食を提供しない施設もあること等から、当該事業の成果目標として、認可外保育施設入所児童数への助成率を設定することは適当ではないため、従来どおり補助施設数とする。 また、主要施策の成果報告書において、実績や事業の効果等を検証し、議会へ報告を行い、次年度以降のフィードバックに努めている。</p>	子ども生活福祉部子育て支援課
監査意見	<p>【認可外保育施設研修事業】 活動指標は研修受講施設数、成果指標は対象施設の助成率を設定し、実績値と比較して事業の有効性を検証し、その結果を次年度以降のフィードバックに生かすべきである。 また、小規模認可外保育施設の申請事務負担軽減につながる運用改善の検討や窓口となる市町村への協力依頼も必要であると考ええる。さらに、小</p>	<p>事業に係る指標として、補助施設数を掲げ、これに基づき、事業の検証を行っている。また、主要施策の成果報告書において、実績や事業の効果等を検証し、議会へ報告を行い、次年度以降のフィードバックに努めている。 小規模認可外保育施設の申請事務手続の負担軽減の検討や市町村との協力について、認可外保育施設から市町村への申請手続は、申請書及び購入等品目一覧な</p>	子ども生活福祉部子育て支援課

	<p>規模修繕にも適用可能であることも周知徹底されたい。</p>	<p>ど必要最小限にとどめ、必要に応じ見積書などを求めている。また、市町村から県への申請手続は、購入等品目一覧など予めリンク設定された様式を提出するようにしている。このように、当該事業の申請手続は、市町村の協力を得て、認可外保育施設の事務手続の負担軽減を図っている。</p> <p>小規模修繕にも適用可能であることの周知徹底については、交付申請通知などにおいて周知徹底を図っている。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【日常生活自立支援事業】</p> <p>担当者によると、本事業の利用者の中には、法定後見制度を利用すべき者も含まれており、制度開始から15年以上経過したことを踏まえると、今後、判断能力が低下して法定後見制度が必要になる利用者は増加することが予想されるため、円滑な移行が課題と認識している。</p> <p>今後は、県の高齢者福祉介護課及び障害福祉課の権利擁護担当者と連携し、本事業の利用希望者のうち、法定後見制度を利用することが相当な者については、両課の権利擁護担当において法定後見申立まで繋ぐような（当該対象者の居住市町村において、法定後見申立を行うよう指導する）仕組み作りを行うべきである。</p> <p>具体的には、本事業の担当者と、県の高齢者福祉介護課及び障害福祉課の権利擁護担当者、市町村や社協と連携を行うための仕組み作りについて検討すべきである。</p>	<p>日常生活自立支援事業利用者のうち、事理弁識する能力が不十分な者等については、市町村の協力を得ながら成年後見制度への移行を進めていく必要がある。</p> <p>一方、平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、国及び地方公共団体並びに成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携が努力義務として規定されており、本事業から成年後見制度への円滑な移行のためには、県関係課だけではなく、関係団体、市町村行政等が連携することが重要であると考えている。</p> <p>このため、本事業の実施主体である沖縄県社会福祉協議会に設置されている「契約締結審査会」（構成員：沖縄弁護士会、沖縄県社会福祉士会、沖縄県精神保健福祉士協会、沖縄県医師会等）において、判断能力の低下により本事業の利用契約継続が困難な利用者については、成年後見制度への移行に関する審議を行うとともに、必要に応じ当該市町村へ成年後見制度の首長申し立ての協力依頼を行っている。</p> <p>また、県高齢者福祉介護課が開催する「成年後見制度等の普及促進事業に伴う広域連携会議（構成員：県、市町村、那覇家庭裁判所、沖縄弁護士会等）」において、圏域毎（南部、中部、北部）に成年後見制度の利用促進について意見交換を行った。更に、成年後見制度利用促進基本計画策定や中核機関の設置を検討している市町村と個別に意見交換を行い、自治体毎の研修を実施している。</p> <p>県としては、引き続き会議等を通じて関係各課・団体と連携し、成年後見制度への移行を進めていくこととしている。</p>	<p>子ども生活福祉部福祉政策課</p>

－平成29年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>【全般的意見】 サービサーに委託する場合、回収可能性等を十分に検討し、最終処理すべき貸付金以外の貸付金のみをサービサーへの委託の対象とすべきである。</p>	<p>サービサーを活用している債権所管課において、委託対象債権を分類し選定していること、サービサーから定期的な状況報告を受け今後の継続の有無を判断していること、予算執行伺いにおいて委託する対象を明確に示していることを確認するとともに、令和3年3月31日付け総財第724号「令和3年度予算の執行について」において、サービサーへの委託対象債権について回収可能性等の観点から十分に検討するよう周知を図った。 なお、改訂予定の「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル」においても、同様の内容を追記し周知を図っていく。</p>	総務部財政課
監査指摘	<p>【沖縄県介護福祉士等修学資金貸付金】 償還猶予の運用について、本規則をふまえた手続に是正すべきである。</p>	<p>償還猶予の申請がなされていないが、就業状況等が確認できず、償還猶予決定が保留となっていた者について、電話、郵送、訪問により状況を確認し、必要書類の提出を促した。免除要件に該当することが確認できた者については、全額または一部免除の決定を行っており、本規則に則り手続を行っている。</p>	子ども生活福祉部福祉政策課
監査意見	<p>【沖縄県介護福祉士等修学資金貸付金】 一律に延滞利子の調定を行わないという現在の運用は是正すべきである。</p>	<p>貸付条例に基づき、正当な事由が無い滞納については、延滞利子を徴収する。ただし、介護福祉士等修学資金貸付制度実施要綱に基づき、当該延滞利子が、払い込みの請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、これを免除とする。 なお、監査後に滞納分を完済した者については、生活困窮等により履行の調整に時間を要したものであるため、延滞利子は徴収していない。</p>	子ども生活福祉部福祉政策課
監査意見	<p>【沖縄県看護師等修学資金貸付金】 遅延損害金が発生している債権について、少なくとも元金完済後に調定すべきである。</p>	<p>債務者が納期限までに納付すべき金額を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に法定利率を乗じて得た金額に相当する遅延損害金を徴収することとし、元金完済後に速やかに遅延損害金の額を決定して納入の通知を行うものとする。</p>	保健医療部保健医療総務課

<p>監査意見</p>	<p>【沖縄県看護師等修学資金貸付金】 本貸付金の根拠となる本条例等に期限の利益喪失についての規定を明記し、借用証書にも同規定を明記すべきである。</p>	<p>本貸付金の貸与を受けた者からは、借用証書と併せて、納期限までに納付すべき金額を納付しないときは期限の利益を失い、貸付金の全部の返還を求められても異存ない旨の誓約書を徴するものとする。</p>	<p>保健医療部 保健医療総務課</p>
-------------	--	--	----------------------

－平成30年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
<p>監査意見</p>	<p>【用地取得についての準則－国の通達を中心として】 沖縄地区用地対策連絡会の申し合わせ事項については、その周知が不十分であるので、担当部署等に対し十分に周知すべきである。なお、当該申し合わせにおいては、職員に対する周知の方法についても規定しているのでこれに留意して周知をすべきである。</p>	<p>沖縄地区用地対策連絡会の申し合わせ事項の周知については、令和2年9月7日付けで関係各課、各土木事務所あて通知文書を発出し、周知を行った。 また、用地事務初任者研修においても同申し合わせ事項についての説明を行い、毎年度、継続的に職員への周知を図っている。</p>	<p>土木建築部 用地課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【用地取得についての準則－国の通達を中心として】 県においては、適期申請ルールについては、一層の周知を徹底すべきである。また、適期申請ルールについては、画一的適用はできないとしても、用地取得の重要な準則として用地取得業務の計画から実施の全般において、十分配慮して業務を行うべきである。</p>	<p>用地アセスメントの実施方法について検討を進め、令和3年11月26日の土木建築部調整会議において、用地取得マネジメント実施のあり方に関する方針を定めた。また、令和4年1月12日付、土用第416-4号「沖縄県土木建築部における用地取得マネジメントの実施について」にて、部内関係各課及び各土木事務所へ通知した。 さらに、令和4年1月21日に用地関係業務総括等会議を開催し、各土木事務所に内容についての説明を行い、方針を周知した。</p>	<p>土木建築部 用地課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【県の用地取得業務－進捗管理・用地取得マネジメント】 県においては、用地アセスメントの周知の徹底を図るとともに、事案の適否を検討して、適切な事案については積極的に用地取得アセスメントを実施すべきである。</p>	<p>用地アセスメントの実施方法について検討を進め、令和3年11月26日の土木建築部調整会議において、用地取得マネジメント実施のあり方に関する方針を定めた。また、令和4年1月12日付、土用第416-4号「沖縄県土木建築部における用地取得マネジメントの実施について」にて、部内関係各課及び各土木事務所へ通知した。 さらに、令和4年1月21日に用地関係業務総括等会議を開催し、各土木事務所に内容についての説明を行い、方針を周知した。</p>	<p>土木建築部 用地課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【県の用地取得業務－進捗管理・用地</p>	<p>用地取得の進捗管理については、本庁</p>	<p>土木建築</p>

	<p>取得マネジメント】 用地取得の進捗管理についての、何らかの客観的基準を設けることが望ましい。その基準としては、例えば、国の事業について設けられている基準（幅杭打設後3年経過又は用地取得率80%）を参考に、これに準ずる（一定程度緩和した）内容での基準が考えられる。</p>	<p>主導のもと、予算配分状況や適期申請ルールも考慮したうえで作成した、進捗管理計画書に基づき、用地取得から完成までの進捗管理を行うこととし、令和3年12月23日付、土総第1410号で「事業進捗管理の体制構築について（通知）」にて部内関係各課及び土木事務所へ通知した。</p>	<p>部用地課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【県の用地取得業務－進捗管理・用地取得マネジメント】 用地取得マネジメントについては、事案の適否を検討して、適切な事案については積極的に用地取得マネジメントの実施を検討すべきである。</p>	<p>用地取得を含めた事業全体の進捗管理のあり方を検討し、令和3年11月26日の土木建築部調整会議において、用地取得マネジメント実施のあり方に関する方針を定めた。また、令和4年1月12日付、土用第416-4号「沖縄県土木建築部における用地取得マネジメントの実施について」にて、部内関係各課及び各土木事務所へ通知した。 さらに、令和4年1月21日に用地関係業務総括等会議を開催し、各土木事務所へ用地取得マネジメントの実施についての説明を行った。</p>	<p>土木建築部 部用地課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【農林土木事務所の未登記案件】 中部農林土木事務所及び北部農林土木事務所の各未登記案件について、早急に各地権者と交渉を再開し、所有権を取得して登記手続きをされたい。</p>	<p>農地の相続登記が適切に処理されておらず、相続関係人が膨大な人数であったり、居所不明者や戦災による戸籍滅失などもあり相続登記が見込みがたく、すぐには所有権移転登記が困難な状況である。 指摘を受け、今後は定期的に戸籍謄本等による相続関係人調査及び土地登記簿の確認等による土地調査を行い、用地交渉に継続的に取組む体制をとることとしており、その中で1件は、令和2年6月に所有権移転登記が済んでいる。 全体の取組としては、所有権移転登記完了前に代金の支払いを行った土地にかかる未登記解消の促進について事務処理方針を定め、令和3年12月7日付農地農村整備課長通知にて各農林水産振興センター所長及び各農林土木事務所長あて通知した。事務処理方針では、処理の具体的手順の他、年2回の進捗状況報告及び状況確認について規定しており、今後、継続して未登記の解消を図る体制を整備している。 また、所課長会議において、包括外部監査の指摘内容を説明の上、関係規程を遵守し未登記解消について一層促進する</p>	<p>農林水産部 農地農村整備課</p>

<p>監査指摘</p>	<p>【農林土木事務所の未登記案件】 中部農林土木事務所及び北部農林土木事務所の各未登記案件について、土地所有権の一部しか売却していないにもかかわらず代金全額を受領している相続人の代表者に対して超過分相当額を返還してもらうか、残りの法定相続人たる地権者に対して無償で県に持分権を譲渡するよう交渉されたい。</p>	<p>よう周知した。</p> <p>農地の相続登記が適切に処理されておらず、相続関係人が膨大な人数であったり、居所不明者や戦災による戸籍滅失などもあり、すぐには用地交渉の妥結が困難な状況である。</p> <p>指摘を受け、今後は定期的に戸籍謄本等による相続関係人調査及び土地登記簿の確認等による土地調査を行い、用地交渉に継続的に取組む体制をとることとしており、その中で1件は、令和2年6月に所有権移転登記が済んでいる。</p> <p>全体の取組としては、所有権移転登記完了前に代金の支払いを行った土地にかかる未登記解消の促進について、契約者以外に共同相続人等の登記関係人があるにも関わらず、契約者に土地所有権の全部に相当する代金を支払っていた場合は、残りの法定相続人たる地権者に無償で持分権を譲渡してもらう交渉をするよう事務処理方針を制定し、令和3年12月7日付農地農村整備課長通知にて各農林水産振興センター所長及び各農林土木事務所長あて通知した。</p> <p>また、所課長会議において、包括外部監査の指摘内容を説明の上、関係規程を遵守し未登記解消について一層促進するよう周知した。</p>	<p>農林水産部農地農村整備課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【北部土木事務所】 今後は、事業の内容に応じて、適期申請ルールを意識した用地取得計画の作成及び用地取得を実施すべきである。</p>	<p>令和3年12月23日付、土総第1410号「事業進行管理の体制構築について（通知）」による、事業進行管理計画書に基づき、事業の内容に応じて、予算や用地取得の進捗状況を踏まえ、用地取得を行う。</p>	<p>土木建築部用地課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【北部土木事務所】 北部土木事務所では、事案の適否を検討して、適切な事案については積極的に用地取得アセスメントを実施すべきである。</p>	<p>用地アセスメントの実施の検討を含め、用地取得マネジメント実施のあり方に関する方針を定めた、令和4年1月12日付、土用第416-4号「沖縄県土木建築部における用地取得マネジメントの実施について」に基づき、適切な事案については、用地アセスメントの実施を検討する。</p>	<p>土木建築部用地課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【中部土木事務所】 中城公園整備事業において取得が必要な旧ホテル建物群の工作物及び土地のうち、交渉が難航している部分につ</p>	<p>中城公園整備事業地内の旧ホテル建物群については、建物は平成30年度に所有者と補償契約を締結し、令和元年度に撤去した。用地については36筆中31筆を取</p>	<p>土木建築部都市公園課</p>

	<p>いては、収用裁決申請を含め、早期に用地を取得する具体的方策を検討すべきである。</p>	<p>得済みである。 用地未買収の5筆に関しては、公園計画の整備に影響が少ないことから、引き続き交渉し段階的に買収していく。</p>	
監査意見	<p>【南部土木事務所】 適期申請ルールについては、一層の周知を徹底すべきである。また、適期申請ルールについては、画一的適用はできないとしても、用地取得の重要な準則として用地取得業務の計画から実施の全般において、十分配慮して業務を行うべきである。</p>	<p>用地アセスメントの実施方法について検討を進め、令和3年11月26日の土木建築部調整会議において、用地取得マネジメント実施のあり方に関する方針を定めた。また、令和4年1月12日付、土用第416-4号「沖縄県土木建築部における用地取得マネジメントの実施について」にて、部内関係各課及び各土木事務所へ通知した。 さらに、令和4年1月21日に用地関係業務総括等会議を開催し、各土木事務所にて内容についての説明を行い、方針を周知した。</p>	土木建築部用地課
監査意見	<p>【南部土木事務所】 事務マニュアル第10章が規定する用地アセスメントの周知の徹底を図るとともに、事案の適否を検討して、適切な事案については積極的に用地取得アセスメントの実施を検討すべきである。</p>	<p>用地アセスメントの実施の検討を含め、用地取得マネジメント実施のあり方に関する方針を定めた、令和4年1月12日付、土用第416-4号「沖縄県土木建築部における用地取得マネジメントの実施について」に基づき、適切な事案については、用地アセスメントの実施を検討する。</p>	土木建築部用地課
監査指摘	<p>【土地開発公社】 県が公社へ委託した事業について、事務取扱要領記載書類が作成されていないので、県は、作成を公社に委託するか、県において作成するか、何れかの方策を実施すべきである。</p>	<p>令和2年度から、公社へ委託する事業に関する土地台帳等の必要書類は、起業者である各土木事務所において作成する旨、業務委託契約書及び仕様書に明記するなど対応を行っている。</p>	土木建築部用地課
監査意見	<p>【土地開発公社】 県は、公社委託案件について、各事業の重要性、予算等の事業規模、想定される事業期間等を踏まえた上で、ふさわしい事案については、事務マニュアル第10章が定める第1用地アセスメントを、可能な限り実施するべきである。</p>	<p>用地アセスメントの実施の検討を含め、用地取得マネジメント実施のあり方に関する方針を定めた、令和4年1月12日付、土用第416-4号「沖縄県土木建築部における用地取得マネジメントの実施について」に基づき、適切な事案については、用地アセスメントの実施を検討する。</p>	土木建築部用地課
監査意見	<p>【土地開発公社】 県は、公社委託案件について、各事業の重要性、予算等の事業規模、想定される事業期間等を踏まえた上で、ふさわしい事案については、事務マニュアル第10章が定める第2用地アセスメ</p>	<p>用地アセスメントの実施の検討を含め、用地取得マネジメント実施のあり方に関する方針を定めた、令和4年1月12日付、土用第416-4号「沖縄県土木建築部における用地取得マネジメントの実施について」に基づき、適切な事案につい</p>	土木建築部用地課

	ントの公社への委託を検討すべきである。	ては、用地アセスメントの実施を検討する。
--	---------------------	----------------------

－令和元年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査指摘	<p>【沖縄観光コンベンションビューローのあり方について】</p> <p>①特命随意契約の問題点</p> <p>平成30年度におけるOCVBとの契約のうち、少なくとも2件は特命随意契約とすべき状況になかったことが明らかである。</p> <p>特に、複数年度にわたり特命随意契約を締結してきた事業においては、従来の契約方法が踏襲されてきた実態が明らかであり、平成24年度の包括外部監査報告書における指摘を受けて、契約事務が未だに改善されていない。</p>	<p>包括外部監査の指摘を受けて改善に取り組み、令和3年3月に「沖縄観光コンベンションビューローとの随意契約に関する取扱いについて（平成27年3月）」を改正し、これまでの適用条件（業務内容が県全体の観光関連団体及び観光関係業者を統率する役割及び全県的ネットワークを有することが必要とされる場合であること、業務内容が民間事業者への支援を含むため、公平・中立的立場で業務を執行することが求められる場合であること）に加えて、</p> <p>1 沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）が持つ広域連携DMOとしての役割を踏まえた委託業務となっているか</p> <p>2 契約を取り巻く環境の変化による公募等の可能性がないかを検討することとした。</p> <p>これに基づき、国内プロモーションなどの全国的な取組が必要とされる事業については、（観光地域作りの司令塔役を期待される本県唯一の広域連携DMOとして）これまで通りOCVBと特命随意契約を行い事業を実施していく。</p>	文化観光スポーツ部観光政策課
監査指摘	<p>【沖縄観光コンベンションビューローのあり方について】</p> <p>③利益相反取引の取扱いに関する問題点</p> <p>利益相反取引について理事会の承認を受けていないため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第2項に違反している。</p>	<p>包括外部監査における指摘及び法律相談の結果を受け、OCVBと協議の上、OCVB理事会に承認を回す手続きを進め、令和3年6月に開催されたOCVB令和3年第3回臨時理事会において、可能性のある各取引について承認を求める議案が付され、それぞれ全理事の承認を得ることとなった。</p> <p>今後も随時利益相反取引に該当する場合は、理事会承認の手続きを行うこととしている。</p>	文化観光スポーツ部観光政策課
監査意見	<p>【施策及び事業の評価体制の構築】</p> <p>知事及び議会は、各施策の成果を合理的に評価できるよう、各施策の目標に見合う成果指標を設定するなど、評価の仕組みを構築すべきである。</p>	<p>「沖縄振興特別推進交付金事業（県分）検証シート」により、成果目標の達成状況や課題等を明確にし、事業内容の見直しや改善を行っている。</p>	文化観光スポーツ部観光政策課

<p>監査指摘</p>	<p>【国内需要安定化事業】 OCVBの再委託に関する完了検査時に、再委託先の業務が完了したかどうかが明確になっていない取引が発見された。 再委託先の業務完了報告書の最終版の提出を受け、再委託先に委託した業務が仕様書通りに全て完了したことを確認した上で、再委託先の完了検査を実施すべきである。</p>	<p>チェックシートの作成や複数人で二重にチェックするなど、検査態勢の強化を図り、完了検査時に再委託先の業務完了報告及び委託先による完了検査が確実に実施されているか確認している。</p>	<p>文化観光 スポーツ 部観光振 興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【国内需要安定化事業】 本事業のうち国内誘客プロモーション業務については、OCVBに委託された後に広告代理店にプロモーション業務が再委託されているケースが散見された。 予算を最大限効果的、かつ、効率的に執行するという観点からは、広告代理店に対して業務を再委託することが望ましい面がある。一方で、沖縄県における観光事業の持続的な実施という観点からは、本事業の主たる業務の一つであるプロモーション業務を再委託してしまうとOCVB内にプロモーションのノウハウが蓄積されにくくなるというデメリットが生じる可能性があり、望ましい状況とは言えない。</p>	<p>広告代理店への再委託については、主に専門性の高い出稿原稿等の作成や広告枠の買い取りを目的としている。広告枠の買い取り等については、広告代理店を経由した方がより柔軟で有利な条件で実施できることが多いことから、このような場合でも再委託が必要と認識している。 プロモーションを統括しているのは再委託先ではなくOCVBであり、事業を通し、OCVBには効果的なメディア選択の手法、市場ニーズに合わせた効果的なプロモーション等のノウハウが蓄積されていると認識している。</p>	<p>文化観光 スポーツ 部観光振 興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【カップルアニバーサリーツーリズム 拡大事業】 本事業の活動指標としてプロモーション回数を設定しているが、目標値が4回に対して実績値が9回と、乖離が大きい状況であった。乖離が大きくなった原因として、目標値と実績値の算定時にカウント方法が異なっていたという点が確認された。 カウント方法が異なってしまうと、目標値と実績値の乖離の原因となるし、また、大きな乖離が生じると目標値の妥当性自体に疑義が生じ、結果的に実績数値の目標達成度合いの測定が困難になるため、カウント方法を統一すべきである。</p>	<p>目標値はフェアへの参加、イベント出展の回数をカウント、実績値はこれに加えて、公式サイト等での情報発信も含めカウントしていたため、目標値と実績値に乖離があった。監査人の意見を踏まえて、目標値、実績値をフェアへの参加、イベント出展回数、公式サイト等での情報発信をカウントする方法に統一した。</p>	<p>文化観光 スポーツ 部観光振 興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【カップルアニバーサリーツーリズム 拡大事業】 OCVBは、県の委託事業を特命随</p>	<p>当該事業は、令和元年度より企画提案公募による選考を行っている。</p>	<p>文化観光 スポーツ 部観光振 興課</p>

	<p>意契約で継続して受託していることから、その委託料は競争を経て設定されたものではない。それにもかかわらず、県は、一般管理費の積算に際して適用する一般管理費率について、ガイドラインに従った点検を実施せずにOCVBが委託料の見積りで提示した10%を適用しているため、一般管理費が適切な金額で積算されていないおそれがある。</p> <p>特命随意契約による業務委託の際は、「沖縄県随意契約ガイドライン」に従い、一般管理費の積算についても注意深く点検すべきである。</p>		興課
監査指摘	<p>【教育旅行推進強化事業費】</p> <p>本事業の委託先であるOCVBが、一部業務について1社随意契約で再委託しているが、再委託時の起案書において1社随意契約とする理由の記載が不十分である取引が発見された。沖縄県随意契約ガイドラインによれば、単に「業務に精通している」「ノウハウを有する」「実績がある」「使い勝手がよい」理由のみをもって1社随意契約を適用することは適切ではないとされているが、今回発見された取引は当該ガイドラインの趣旨に反している。</p> <p>また、委託した業務に係る業務実施報告書の提出が仕様書において定められているにも関わらず、実際にはOCVBに提出されていなかった。委託料支払い時における業務実施報告書の検証・添付の徹底、ならびに実効性のある検査業務の仕組みを構築すべきである。</p>	<p>起案書において、1社随意契約とする理由をより詳細かつ明確に記載するよう指導を徹底している。また、再委託承認申請書提出時に、申請書だけではなく、再委託の契約書や仕様書等で確認を行っている。さらに、確定検査だけではなく、中間検査を実施し、より徹底した検査を実施するとともに、検査は複数人で実施し、再委託先から業務実施報告書等必要書類が提出されているか等についてダブルチェックを行っている。</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査指摘	<p>【教育旅行推進強化事業費】</p> <p>本事業の委託先であるOCVBが、一部業務について「OCVBの非常勤理事が代表理事を務める他の一般社団法人」に再委託する際、理事会の承認を受けていなかった。</p>	<p>包括外部監査における指摘及び法律相談の結果を受け、OCVBと協議の上、OCVB理事会に承認を図る手続きを進め、令和3年6月に開催されたOCVB令和3年第3回臨時理事会において、可能性のある各取引について承認を求める議案が付され、それぞれ全理事の承認を得ることとなった。</p> <p>今後も随時利益相反取引に該当する場合は、理事会承認の手続きを行うこととしている。</p>	文化観光部観光政策課
監査指摘	<p>【教育旅行推進強化事業費】</p>	<p>日付が空欄の場合、本事業の事業期間</p>	文化観光

	<p>本事業の委託先であるOCVBが業務の一部を再委託した場合、OCVBは再委託先から業務の支出に係る請求書や領収書等のエビデンス資料の提出を受けているが、再委託先から提出された請求書・領収書の日付が空欄となっている取引が発見された。</p> <p>日付が空欄の場合、本事業の事業期間内の取引であるかどうかを確認できず、エビデンス資料の証拠力として不十分であるため、エビデンス資料については日付記入の漏れが無いように再委託先への指導を徹底する必要がある。</p>	<p>内の取引であるかどうかを確認できず、エビデンス資料の証拠力として不十分であるため、エビデンス資料については日付記入の漏れが無いように委託先から再委託先への指導を徹底している。あわせて、県でも中間検査等での確認を徹底している。</p>	<p>スポーツ部観光振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【教育旅行推進強化事業費】</p> <p>成果指標を用いて費用対効果分析を行うことを前提とすると、成果指標についても金額を単位として設定すべきであり、「修学旅行者数による観光収入額」を試算し、それを成果指標として設定することが理想的である。</p>	<p>本事業の目的が、国内外の教育旅行需要を長期的かつ安定的に確保し、将来的なリピーターの獲得に繋げることであるため、沖縄への修学旅行者数を成果指標として設定している。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【ラグジュアリートラベル・ビジネス調査構築事業】</p> <p>今後、試行的なプロモーションを実施した結果、新規事業を立案して本格的に富裕層市場へのプロモーション事業を実施するような場合には、現状の総括（取り組むべき課題が多いこと、及び、課題の一つである富裕層マーケットにおける認知度向上が必要であること）だけでは不十分である。本調査事業及び令和元年度以降の試行的なプロモーションの結果を踏まえ、ターゲットとする富裕層の明確化、課題の抽出と課題に対する対応方針、プロモーション戦略の明確化、といった総括作業を行った上で、本格的なプロモーション事業を実施する必要がある。</p>	<p>県としては、調査で提示された課題を解決すべく、新規事業の構築を検討していたが、予算化の意思決定プロセスにおいて、すべての課題を網羅する事業ではなく、既存事業にて実施しているプロモーションの一つとして限定的な課題解決に向けた取組を実施することとなった。</p> <p>具体的には、県内観光関連事業者を対象とした会議を開催し、県の富裕層誘客に関する取組や富裕層市場トレンドの共有、事業者同士の連携促進等を通じて、富裕層受入に関する意識醸成、コンテンツ造成等を図っている。今後は、より多くの富裕層誘客の機会獲得に向け、県外富裕層旅行会社との連携を促進する。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【ラグジュアリートラベル・ビジネス調査構築事業】</p> <p>平成30年度までの調査結果や作成した観光商品が、プロモーション戦略の立案に反映された経緯が可視化されていないため、平成30年度までの調査業務の成果を測ることができず、予算の有効かつ効率的な執行に疑義が生ずる。</p>	<p>本事業は平成30年度で終了し、令和元年度以降は後継事業にて限定的なプロモーションを実施することとなったが、この中で各課題についても順次取り組んでおり、後継事業のPDCAサイクルの中に組み込んでいる。</p> <p>後継事業においては、県外の富裕層向け旅行会社等有識者による富裕層誘客・商品造成のアドバイスや、富裕層向け旅</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>

	<p>県は、複数年度にわたる調査事業の成果を適切に測るという観点から、その実践事業（本件では令和元年度の試行的なプロモーション）も含めた実効性あるPDCAサイクルを構築すべきである。</p>	<p>行商談会でバイヤーから聴取したニーズを、今後のプロモーション施策に反映させている。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【沖縄観光国際化ビックバン事業】 成果指標のうち、「外国人観光客数」「台湾・韓国・中国・香港からの観光客数」「欧米・東南アジアからの観光客数」については、目標値と実績値の乖離が大きい。目標値については空路での観光客数のみを記載しているが、実績値については空路及び海路の観光客数合計を記載していることが、乖離が大きくなった理由である。 目標値と実績値の集計方法が異なるのでは、目標達成度に基づく事業成果の事後的検証を適切に行うことができないため、目標値と実績値の集計方法を統一すべきである。本事業が主に空路による海外観光客をターゲットとしているのであれば、実績値についても空路による海外観光客数を記載すべきである。</p>	<p>当該指摘を受け、令和2年度以降から目標値と実績値の集計方法を空路による外国人観光客数に統一した。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【離島観光活性化促進事業】 宮古島及び石垣島は既にチャーター便支援の対象から卒業しているが、その他の離島についても最終的にはチャーター便支援の対象から卒業させることを目標とすべきであるし、「チャーター便支援から卒業させること」を成果指標とすべきである。 そのためには、既に本事業で実施されている離島誘客のための継続的なプロモーションに加え、成功例として位置付けている宮古島及び石垣島の成功要因を分析し他の離島へフィードバックすることが必要である。また、民間の観光関連事業者が実施する観光コンテンツの磨き上げが毎年継続的に実施されブラッシュアップされているか、及び、その観光コンテンツが県外に十分に情報発信されているかについて、観光コンテンツの造成・強化を目的とした他の事業との連携を図りながら県が検証することが必要である。</p>	<p>「チャーター便支援から卒業させること」とは、定期便の就航のことであるが、それには複数年にわたる様々な取組が必要であることから、単年度毎の取組の成果を測る指標としては、適当ではないと思われる。 成功例の要因分析及び他離島へのフィードバックについては、費用対効果が期待できるものについては実施したい。 観光コンテンツについては、県と観光関連事業者で定期的に連絡会議を開催しており、各観光コンテンツの課題の共有や解決策について話し合いを行っている。さらに、県では、イベント出展や広告出稿等により県外へこうしたコンテンツの情報発信を行っており、離島観光需要の開拓を行うことで、支援終了後も航空会社が継続して運航できる環境を醸成している。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>

<p>監査意見</p>	<p>【クルーズ船プロモーション事業】 単にクルーズ船寄港回数やクルーズ船からの観光客数だけを成果目標として設定することに留まらず、国内観光客誘致や空路による外国人観光客誘致との比較衡量の上で、沖縄県にとって最適なクルーズ船観光客数を推定し、これを成果指標とすべきである。 クルーズ船観光客による県内消費額のうち、真に沖縄経済に寄与する金額について調査・分析の上、その経済効果を念頭に置きつつ、費用対効果を勘案の上で目標とするクルーズ船寄港回数やクルーズ船による観光客数を成果指標として設定することを検討されたい。</p>	<p>クルーズ船観光客の県内消費額のうち真に沖縄県経済に寄与する金額の把握には、現在行っている調査とは別途調査を実施する必要があるほか、県において各地の観光資源を周遊する観光コンテンツ造成支援やフライ&クルーズ（沖縄発着のクルーズと県外からの飛行機の組合せた旅行形態）の推進等により消費額向上の取組を進めている中、客層が大きく異なるクルーズ船のクラス（ラグジュアリー、プレミアム、カジュアル）の寄港と調査のタイミングによって調査結果が大きく変動する可能性が高く、当該金額をもとに成果目標を設定することは困難である。</p>	<p>文化観光 スポーツ 部観光振 興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【クルーズ船プロモーション事業】 前年度（平成29年度）の実績値が8名であったことを踏まえても、目標値2名というのは過少である。活動指標の目標値は、合理的と考えられる内容及び水準で設定すべきである。</p>	<p>活動指標としている「キーパーソンの招聘人数2名」については、平成30年度から県主催でクルーズカンファレンスを開催して一度に複数名のキーパーソンを招聘していること等を考慮し、活動目標を「5名」へと見直したところ。</p>	<p>文化観光 スポーツ 部観光振 興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【戦略的MICE誘致促進事業】 書類申請作成費や物品購入に係る領収書に収入印紙が貼付されていないものが見受けられた。</p>	<p>県の委託事業については、再委託分も含め事務検査等をおして収入印紙の貼付等を含む事務手続の確認及び受託事業者への必要な助言を行っている。引き続き、事務検査を複数回実施することなどにより、受託事業者における適正な事務手続を確保する。</p>	<p>文化観光 スポーツ 部MICE 推進課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【観光誘致対策事業費（MICE誘致関連）】 本事業と同様のMICE誘致関連事業として「戦略的MICE誘致促進事業」がある。両事業は、目的・内容も類似しており、かつ設定する成果指標（KPI）及び担当課も同じであるが、事業を分担する合理的理由が得られなかった。 目的を共有する場合は、部内のみならず異なる部署間でも連携して事業を設計し、合理的な成果指標の設定を前提として、集中的に予算投入できるような仕組みを構築すべきである。また、財源の使途や金額に制限があるため、やむなく複数の事業を計画する場合には、各事業が効率性を損なうことなく最大限の効果を発揮できるように</p>	<p>事業の目的は、「戦略的MICE誘致促進事業」同様、沖縄MICE振興戦略に基づいた沖縄県内へのMICEの誘致にある。 その中で、国費を財源とする「戦略的MICE誘致促進事業」に馴染まないと考えられる業務を県費を財源とする「観光誘致対策事業(MICE推進課)」で実施するという一方で、両事業の役割を明確にしている。また、目標については、先述のとおり両事業は互いに補完する事業であることから、「戦略的MICE誘致促進事業」と同じ目標としている。</p>	<p>文化観光 スポーツ 部MICE 推進課</p>

	<p>するため、共有する事業目的に見合う、各事業の役割と目標を明確に設定すべきである。</p>		
監査指摘	<p>【サッカーキャンプ誘致戦略推進事業】 サッカーキャンプ誘致等業務委託事業について、委託先であるサッカーキャンプ誘致戦略推進事業共同企業体代表法人沖縄SV株式会社は、平成30年度サッカーキャンプ経済効果測定業務を、株式会社おきぎん経済研究所へ再委託（税込金額540,000円）しているが（再委託承認済）、委託先である沖縄SV株式会社が作成した精算報告書には当該支出の記載がない。 県は、委託事業の成果を検証するため、かつ適切な執行を担保するため、精算報告書の検証体制を強化すべきである。</p>	<p>指摘を踏まえ、県としても予算の適切な執行を担保するため、担当に加え班長等による二重チェックにより検査体制の強化を図ったところである。 なお、平成31年度事業以降の検査においては、委託先に対し、再委託に係る経費についても精算報告書に記載するよう求め、適切に処理されていることを確認した。</p>	文化観光 スポーツ 部スポーツ 振興課
監査意見	<p>【サッカーキャンプ誘致戦略推進事業】 サッカーキャンプ誘致等業務委託事業のKPIである「プロサッカーキャンプを目的とした観光客数」の平成30年度目標値5,763人に対し、実績は10,858人で達成度188.4%である。一方、平成29年度の「プロサッカーキャンプを目的とした観光客数」の実績は10,126人で、既に平成30年度の目標値を大幅に上回っている。成果指標の目標値は、合理的と考えられる内容及び水準で設定すべきである。 受入市町村促進事業のKPIとして「プロサッカーキャンプ件数」と「アマチュアサッカーキャンプ件数」を設定しているが、事業の目的である『サッカーキャンプを通じて観光客の増加、地域の活性化、経済効果の向上等を図る』に鑑みると、「サッカーキャンプ件数」はKPIとして不十分である。</p>	<p>平成29年度及び平成30年度に設定されている目標値は平成28年度までの実績を基に設定したものであり、平成29年度以降はキャンプ実施日数が増加したこと等により、実績値が大幅に目標値を上回るようになった。 令和2年度予算要求からは複数年の伸びの実績を勘案した観光客数を目標値として設定している。 また、監査意見を踏まえ、KPIの設定については、「サッカーキャンプ受入による経済効果」を追加する。経済効果は、サッカーキャンプ誘致等業務及び受入市町村促進事業の双方の取組により増加に寄与していることから、個別での設定ではなく、受入市町村促進事業を含むサッカーキャンプ誘致戦略推進事業全体のKPIとして設定する。</p>	文化観光 スポーツ 部スポーツ 振興課
監査意見	<p>【サッカーキャンプ誘致戦略推進事業】 サッカーキャンプ誘致等業務委託事業の中で、「沖縄サッカーキャンプの経済波及効果等の調査」があるが、調査結果の分析、課題の抽出、課題の解</p>	<p>監査意見を踏まえ、沖縄サッカーキャンプ経済効果等の調査又は事業報告書において課題の抽出や課題の解消プラン等を示し、成果を適切に事業内容へ反映していけるよう実効性のあるPDCAサイクルの構築に努める。</p>	文化観光 スポーツ 部スポーツ 振興課

	<p>消プラン、次年度以降の事業へのフィードバック等といった、事業の成果としての結論が何ら示されていない。</p> <p>県は、調査事業については、予算の有効かつ効率的な執行、ならびに事業の成果を適切に測るという観点から、その実践事業（次年度以降の事業など）も含めた実効性あるPDCAサイクルを構築すべきである。</p>	<p>令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により3件が中止となり、コロナ禍におけるキャンプの実施が課題となった。令和2年度においては、医療機関への協力依頼や宿泊施設への調整等を実施しコロナ禍においても、キャンプを受け入れる体制を整え課題をクリアした。その結果26件を誘致することができた。</p>	
<p>監査指摘</p>	<p>【スポーツツーリズム戦略推進事業】</p> <p>スポーツコンベンション誘致戦略推進事業に係る委託料の一般管理費率だけ18/100を採用するのであれば、規程に基づき、毎事業年度その妥当性及び合理性について検証及び協議する必要があるが、18/100とした根拠を委託業者が提出した「内規に関する補足資料」のみとしており、その妥当性及び合理性について検証及び協議が行われている形跡がないため問題があるといわざるを得ない。</p> <p>10/100を超える一般管理費率を採用する際は、毎事業年度その妥当性及び合理性の根拠となる検証及び協議の内容が確認できる客観的資料を整備すべきである。</p>	<p>平成31年度事業から、沖縄県総務部財政課の見積基準に合わせ、一般管理費率について10/100以内で事業を行っている。</p>	<p>文化観光スポーツ部スポーツ振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【スポーツコンベンション振興対策費】</p> <p>活動指標として「歓迎支援件数（沖縄県でキャンプを実施するプロスポーツチーム等に対する地域特産品の贈呈等）」が設定されているのみで、成果指標が設定されていない。</p>	<p>令和元年度以降、PDCA成果指標を「スポーツコンベンションの県内参加者数」「スポーツコンベンション開催件数」「スポーツコンベンションの県外・海外観光客数」に設定した。</p> <p>歓迎支援策等の効果が、スポーツコンベンションの開催件数及び国内外の参加者数の実績値に反映されているか評価・検証し事業改善に努める。</p>	<p>文化観光スポーツ部スポーツ振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【地域限定通訳案内士試験実施事業】</p> <p>予算統制の要素の一つである適切な予算積算という観点からは、事業に真に必要と認められる費用のみが積算された上で予算編成するのが原則であり、地方自治法第217条に定める予備費のような取扱いを除き、予備的な費用の予算編成は認めるべきではない。</p> <p>事業間変更においては、予算変更先事業において予算が増額することによってどのような効果が期待できるのかについて事業間変更理由書に記載すべきであ</p>	<p>平成30年1月の通訳案内士法改正に伴い、地域限定通訳案内士試験が廃止されたが、平成30年度予算の要求時点では試験実施の可能性も残っていたため、本事業で試験実施に係る費用を要求し、新制度対応として別事業でも予算要求を行ったところ、両方の予算が承認された。</p> <p>その結果、本事業で要求した予算は、使用見込が無くなったため、年度途中で増額の必要が生じた他事業へ事業間変更や流用を行ったものである。</p> <p>また、年度途中における流用や事業間</p>	<p>文化観光スポーツ部観光政策課</p>

	<p>る。</p>	<p>変更は、当初予算編成の際に想定できなかったやむを得ない経費の執行であり、当初予算編成とは異なり、執行の必要性を稟議する時点においては効果の発現や政策の優先度による順位をつけて執行するものとする。このことから、流用理由書及び事業間変更理由書には、経費の必要性について記載し、決裁を受けている。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【LCC仮設ターミナル交通対策事業】 合理的な活動指標に基づいて計画と実績の乖離要因を委託事業者と連携して分析し、フィードバックする仕組みを構築すべきである。</p>	<p>計画と目標の乖離の要因としては、平成31年3月18日に那覇空港内連結施設が供用開始し、LCC専用ターミナルが完成したことから、巡回バスの運行の必要性がなくなったことにより「巡回バス運行回数」が減少したものである。 また、「乗客人数」においては、平成29年度1,354,548人、平成30年度1,606,349人と増加していることから、「巡回バス運行回数」が合理的な活動指標として妥当であったかどうか委託事業者と連携して分析し、フィードバックする体制を構築する必要があるものと思料する。 なお、当該事業は、令和元年度で事業が完了し後継事業もないため、要因分析・フィードバックの仕組みづくりについては、類似の事業にて活かしていきたい。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【観光2次交通機能強化事業】 本事業目的は観光2次交通の利便性向上であるから、事業成果は、「オープンデータの整備前後で観光客の二次交通機関利用の利便性が向上したこと」とすべきであり、成果目標も上記成果を測るためのものとして設定すべきである。</p>	<p>令和元年度の取組については、事業が完了したことから、令和2年度からは、那覇空港を発着する観光客の利用が多い一部の路線バスにおいて、リアルタイムの運行データを整備する実証実験を実施したところである。 本事業においては、年度毎に取組内容が変わっていることから、取組内容に応じて、成果目標も変遷していくものと考えている。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【外国人観光客受入体制強化事業】 外国人観光客誘致に関する競争相手は、近隣アジア諸国ならびに他の国内観光地であることに鑑みると、本事業の取組は持続的に改善が図られるようにPDCAサイクルの仕組みが必要である。そのためには、満足度だけでなく、アンケート・調査の回答を詳細に分析し、課題を抽出し、その「課題の解消」を成果指標として位置付け、</p>	<p>事業の成果指標をアンケートによる満足度に統一し、アンケート結果を次年度の事業計画策定の際の参考としている。 インバウンド受入に係るセミナーの実施に当たっては、過年度事後アンケートや事前のアンケートにて抽出した意見（「食に関するルールの制約が厳しすぎる。」「『おいしい』メニューの開発に苦慮する。」等）を反映し、その課題の解決に資するようなより実践的で効果的</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>

	<p>解消に向けた実行プランを策定すべきである。</p> <p>目標値と実績値で算出方法が異なっているため、事業の成果を測ることが不可能であり、検証シート上も放置されていることから検証作業自体が形骸化している。</p>	<p>な内容のテーマを設定した。</p> <p>目標値と実績値の算出方法はダブルチェック等を行い、再発防止に努める。</p>	
監査意見	<p>【沖縄観光コンテンツ開発支援事業】</p> <p>本事業の目的から言えば、成果指標としては、自走化率だけではなく、例えば事業実施による「県外からの誘客数」や県外からの誘客数に客数1人当たりの事業収入を乗じて算定される「県外からの誘客による事業収入（＝沖縄県にとっての経済効果）」を成果指標として設定すべきであると考え</p>	<p>本事業の目的は、旅行業、観光施設等の民間事業者の活動を支援することで、沖縄観光の魅力あるコンテンツを増やすことであり、造成されたコンテンツは継続して実施されることが必要である。そのため、補助終了後の「自走化」を成果目標としているところである。</p>	文化観光 スポーツ 部観光振 興課
監査意見	<p>【沖縄観光コンテンツ開発支援事業】</p> <p>現状、補助金支給対象となった事業終了後においては、事業実施報告書として事業者毎の事業実施結果が記載されているが、県として事業実施結果を踏まえた次年度以降の自走化可能性を評価する手順を行っていない。</p> <p>補助金を支給して終わるのではなく、取組の実効性を高めるPDCAサイクルの仕組みが必要である。</p>	<p>当事業では、自走化を前提に公募をしているが、補助事業の自走化を促進させるため、委託事業の中で、補助事業実施後に実施支援委員会を開催し、事業者による事業報告、支援委員による今年度の課題の提示や自走化に向けたアドバイスを行うなどに取り組んでいる。</p> <p>また、令和3年度においては、質の良いコンテンツ開発を促進させるため、観光関連事業者向けにセミナーの実施や、商談会を実施し、これまで支援してきた補助事業が自走化できるよう支援を手厚く実施しているところである。</p>	文化観光 スポーツ 部観光振 興課
監査意見	<p>【沖縄観光コンテンツ開発支援事業】</p> <p>事業費のうち、旅費名目で社長の移動費として世田谷ー羽田空港間の往復タクシー代が計上されていた。しかも1回ではなく、社長の都内の移動全てについて、電車代ではなくタクシー代が計上されていた。</p> <p>このような移動費は社会通念上妥当と認められる水準を超えていると考えられるが、当該移動費が事業の実施に際し直接必要であることについての客観的論拠が文書として保存されていなかった。</p>	<p>経産省のマニュアルやチェックリストを活用し事業を実施するよう指導している。また、中間検査を実施し、適正に補助金を執行しているか確認している。</p>	文化観光 スポーツ 部観光振 興課
監査意見	<p>【Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート形成推進事業】</p> <p>本事業の成果指標のうち、魅力創造</p>	<p>目標値と実績値の乖離の原因としては、県側の予算調整に時間を要し、事業実施期間が当初の予定よりも短期間に</p>	文化観光 スポーツ 部観光振 興課

	<p>事業の「モニターツアー参加者」及び情報発信事業の「ページビュー総数」「ユニークユーザー総数」については、実績値が目標値を大きく下回っている。その理由は、県側の予算調整に時間を要し、事業実施期間が当初の予定よりも短期間になったことが原因であったが、その原因分析結果を記載した資料が発見されなかった。</p>	<p>なったことが主な原因であることから、原因分析結果に係る詳細な資料の作成は行っていないが、事業実施期間が当初の予定よりも短期間に至った経緯について整理している。本事業で製作したウェブサイトやPR動画は、事業終了後も継続して使用しており、誘客ツールとしてプロモーション等で今後も活用していくこととしている。</p>	<p>興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【Be. Okinawa琉球列島周遊ルート形成推進事業】 本事業の「「主な取組」検証票」（沖縄県PDCA資料）によれば、「今後は当事業で得られたノウハウを外国人観光客の周遊観光促進に活用していく必要がある」旨が記載されているものの、本事業の終了段階において具体的な活用策は検討されていない。 持続的な観光戦略の推進という観点からは、本事業において作成されたコンテンツを次年度以降も有効活用できるような具体的な施策を講じるべきである。</p>	<p>持続可能な取組にするために、平成31年度からの取組として、沖縄観光サイト「Visit Okinawa Japan」等の外国人観光客向けウェブサイトにてPR動画を発信する等活用している。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【観光人材育成・確保促進事業】 OCVBは事業報告書作成業務の再委託に関し、再委託承認金額1,836,000円を超える金額2,910,600円で契約しているにもかかわらず、事前の変更申請を所定の書面により行っておらず、承認を得ていない。 合規性の観点から問題であると言わざるを得ず、再委託に関する適正処理の徹底が求められる。</p>	<p>令和4年1月12日付け観振第445号において「再委託申請の手続きに関する適正処理の徹底について」をOCVBに通知した。 また、中間検査においても変更申請手続きの漏れがないか確認を行っている。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【観光人材育成・確保促進事業】 観光人材育成・確保促進事業報告書には事業にかかった費用の記載がほとんどない。そのため、3名の内定者に対し、どれだけの費用が掛かったのか当該事業報告書からは判明しない。 県は、事業報告書もしくは実績報告書において、費用対効果を明示することで、客観的に事業の有効性評価が可能となる仕組みを構築すべきである。</p>	<p>当該事業報告書は、自走化を図るため、観光関連事業者が企業研修を実施したり、国外で人材を確保する際、参考になるような構成となるよう作成している。 なお、監査人が述べている意見の内容については、既に終了したが、事業全体の費用対効果については、毎年沖縄県PDCAの「主な取組検証票」により公表している。令和元年度まで実施していた助成事業を見直し、令和2年度からは階層別集合型研修に取り組んだ結果、研修支援件数が令和元年度は69件だったが、令和2年度は99件となり改善している。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>

		このことから、客観的に事業の有効性を評価できる仕組みが構築されていると考えている。	
監査意見	<p>【観光人材育成・確保促進事業】 当該事業を実効性ある形で継続するためには、事業目的である「国内外の観光客が満足する高いサービスを提供できる人材の育成・確保を支援する」ことに見合う成果指標を設定すべきである。</p>	<p>当該事業の成果目標については、年度内で成果を出せるものを内閣府と十分に調整した結果、「研修の受講生や、支援を受けた企業に対して、効果があったか（満足度）」と設定したものである。 令和2年度は、令和元年度から実施している階層別集合型研修の受講生向けにフォローアップ研修を実施しており、人材が定着しているか効果測定しているところである。</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査意見	<p>【沖縄コンベンションセンター管理運営事業費】 指定管理者による催事誘致の成果や全県的なMICE誘致体制の強化により、県が公募時に想定していた以上の収入があった状況においても、県は、指定管理料を同額で継続しており、指定管理料及び収支差額（黒字）の取扱いの点で改善の余地がある。</p>	<p>指定管理料については、前期における複数年度の事業収支を総合的に勘案したうえで、次期指定管理料の上限額を設定しており、前期において事業収支が黒字となった場合は、次期指定管理料を減額するなど適切に算定している。 期間中の事業収支が黒字となった場合の取扱いについては、令和4年度4月以降の指定管理者公募において、具体的な取扱を定める。</p>	文化観光スポーツ部MICE推進課
監査意見	<p>【沖縄コンベンションセンター保全修繕事業費事業】 県の重点施策である戦略的なMICE振興のため、県内最大の複合型コンベンション施設の安定的な運営は不可欠であることに鑑み、施設の安全性と利便性を持続的に確保するため、中長期的な修繕計画を切れ目なく策定すべきである。さらに、当該修繕計画と施設運営に係る効果測定をセットにした客観的な根拠に基づいて、タイムリーかつ効率的な修繕に係る予算獲得を可能とする仕組みを構築すべきである。</p>	<p>県の公共施設マネジメント業務を所管する管財課が取りまとめた「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の中長期的な修繕計画となる「沖縄コンベンションセンター・万国津梁館個別施設計画」を令和2年度に策定した。 今後は、当計画を基に計画的な施設の修繕や長寿命化を推進するとともに、これらに係る予算編成においても計画的な財政負担の軽減・平準化が可能となった。</p>	文化観光スポーツ部MICE推進課
監査意見	<p>【万国津梁館事業費】 県の重点施策である戦略的なMICE振興のため、県内有数のリゾート型コンベンション施設の安定的な運営は不可欠であることに鑑み、施設の安全性と利便性を持続的に確保するため、中長期的な修繕計画を切れ目なく策定すべきである。さらに、当該修繕計画と施設運営に係る効果測定をセットにした客観的な根拠に基づいて、タイム</p>	<p>県の公共施設マネジメント業務を所管する管財課が取りまとめた「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の中長期的な修繕計画となる「沖縄コンベンションセンター・万国津梁館個別施設計画」を令和2年度に策定した。 今後は、当計画を基に計画的な施設の修繕や長寿命化を推進するとともに、これらに係る予算編成においても計画的な財政負担の軽減・平準化が可能となっ</p>	文化観光スポーツ部MICE推進課

	リーかつ効率的な修繕に係る予算獲得を可能とする仕組みを構築すべきである。	た。	
監査意見	<p>【都市型交流拠点形成事業】</p> <p>本事業の目的に鑑み、候補地選定の経緯及び結論について、合理的な根拠と併せて客観的な資料として残すべきである。</p>	<p>令和2年度及び令和3年度については、令和元年度と同じくマリンタウンMICEエリアの継続調査を行っているため、新たに候補地選定は行っていない。調査箇所を変更する際には、監査人の意見を踏まえ、経緯の書面化等の措置を行うことについて、引継ぎ等を行い、適切な事務処理を実施することとしている。</p>	文化観光スポーツ部MICE推進課
監査指摘	<p>【都市型交流拠点形成事業】</p> <p>本事業の候補地は、「那覇市壺川駅から奥武山までの河川」周辺区域から、「西原町と与那原町にまたがるマリンタウン地区」に変更している。しかし、「沖縄県事務決裁規程」第8条2項⁽³⁹⁾カ、及び「沖縄県財務規則」第53条に基づき、「予算執行伺い」に添付していた「歳出予算事業別積算内訳書」の事業概要の記載は、事業内容の変更が反映されずに従前の状態であるにもかかわらず承認がなされていた。</p> <p>添付書類の内容に不備があるにもかかわらず承認されていることは、「沖縄県事務決裁規程」及び「沖縄県財務規則」に準拠しておらず不適切であり、予算による統制機能が逸脱されるおそれがある。</p>	<p>予算執行伺いの際に「沖縄県事務決裁規程」及び「沖縄県財務規則」に基づき、執行の目的と内容、根拠を記載し、決裁時に見落としが生じないように再発防止に努める。</p>	文化観光スポーツ部MICE推進課
監査意見	<p>【大型MICE受入環境整備事業】</p> <p>「取り組むべき課題」が明確に洗い出されないため、計画の進捗が把握できず、有効かつ効率的に計画が実行されないリスクを回避するため、整備基本計画の実行段階における成果指標として、「取り組むべき課題」や「期限」を明確に設定し、每期進捗を検討するとともに、課題の解消の程度を検証し、次年度以降の取組にフィードバックする仕組みを構築すべきである。</p>	<p>計画の進捗の把握については、全庁的な体制のもと、「大型MICE施設整備等にかかるプロジェクトチーム」を立ち上げて毎月定例会を開催しており、本定例会の中で、計画の進捗状況、課題の把握及び課題への取組状況等の確認を行っている。</p>	文化観光スポーツ部MICE推進課
監査意見	<p>【沖縄県立芸術大学就職支援事業】</p> <p>活動指標として「芸術文化に特化・関連した職種・業種にターゲットを絞った求人開拓先(何社)」は設定されているが、成果指標が設定されていない。</p>	<p>沖縄21世紀ビジョンの「文化の担い手の育成」及び「優れた人材を育み地域の発展に寄与する高等教育の推進」の施策展開において、「県立芸術大学卒業者の就職率(起業含む)」を成果指標としており、令和3年度の目標値を65%とし</p>	文化観光スポーツ部文化振興課

		た。	
監査意見	<p>【県立芸大管理運営費】 本事業では、活動指標として「芸術大学の運営」、「必要な施設の整備（修繕外注件数）」を設定しているが、成果指標は設定されていない。</p>	<p>令和3年度の公立大学法人化に伴い、関係する土地・建物等の資産については一部を除き芸大へ出資し、所有権を移転したところである。沖縄県立芸術大学個別施設計画に基づく修繕など、出資した資産の施設整備等については、施設整備補助金として県から補助することとしている。</p>	文化観光スポーツ部文化振興課
監査意見	<p>【OKINAWA型インバウンド活用新ビジネス創出事業】 自走化を実現するための支援そのものの実効性を高めるPDCAサイクルの仕組みが客観的に確認できない。 県は、補助対象事業者の輸出品・貨物量の創出に資するように、支援そのものの効果を測定し、改善を図る仕組みを構築すべきである。</p>	<p>令和2年度の補助事業候補者選定に係る審査要領の審査基準に新たに「継続性」の項目を設けた。 これを踏まえ、補助事業者からの業務完了報告書にも「事業継続に向けた取組」が記載されており、事業継続に向けた課題と対策、補助事業終了後の事業計画を確認した。</p>	商工労働部アジア経済戦略課
監査意見	<p>【都市モノレール道路整備事業】 県は、整備したインフラが、リーディング産業と位置付ける観光において最大限活用されるような仕組みを構築するため関係者間の連携を働きかけるべきである。</p>	<p>沖縄県における交通渋滞や公共交通利用の低迷など、交通諸問題の改善に向けては、県民をはじめ官民が一体となって交通需要マネジメントを行っていくことが重要であり、沖縄県総合交通体系基本計画に基づき関係機関等と連携しながら取り組んでいる。</p>	土木建築部都市計画・モノレール課
監査意見	<p>【都市モノレール多言語化事業】 事業で実施したアンケートは、回答が負担にならないように配慮して、簡易な形式にしたということであるが、このような漠然としたアンケート内容では、ガイドブックの内容そのものの課題を十分に認識できないだけでなく、本事業の目的である「モノレールの利便性向上」の観点からは、多言語モノレールガイドブックの存在により利便性が向上したかどうかをまったく測定することができない。 県は、事業の成果測定に資する方法でアンケートを実施すべきである。</p>	<p>従来はアンケートを街頭で配布・その場で回収する方法であったため、回答を得るための工夫として簡易な形式としていたが、令和3年度よりウェブアンケートへの移行を進めている。 ウェブアンケートとすることで長期間アンケートを提供し、閲覧者はいつでも回答ができるため、回答機会の増加が見込まれる。また、アンケート項目には「ガイドブックによりモノレール移動がスムーズになったか」といった利便性向上の観点からの質問項目を充実させることで、効果的な事業成果の測定を見込んでいる。</p>	土木建築部都市計画・モノレール課
監査意見	<p>【都市モノレール多言語化事業】 県は、各設置場所における設置部数は把握しているものの、何部配布されたかまでは把握していない。アンケートの結果、ガイドブックの存在が周知されていない場合は、周知・配布方法</p>	<p>令和3年度より県下ホテル、観光施設等の各設置場所における配布状況について調査を実施した。 配布数は言語で差があること、新型コロナウイルス感染症の影響による観光客減少により配布数が減少していることが</p>	土木建築部都市計画・モノレール課

	<p>を見直す必要がある。</p> <p>県は、アンケート内容の充実と並行して、現在の設置場所で何部配布されているか定期的に把握し、より効果的な周知・配布方法を検討・確立すべきである。</p>	<p>確認された。調査結果に基づき、施設へ提供できる最小部数（100部から50部へ変更）の見直しを行った。</p> <p>今後のガイドブックの設置可能な施設数、各施設で設置できる言語数の増加が見込まれる。今後も配布状況を調査し、外的環境の変化に応じて効果的な方法を随時検討する。</p> <p>また、配布要望調査と同時に設置実績のない施設へのFAXによる設置要望調査を実施したところ、複数施設が設置場所として加わったため、今後も定期的な周知に取り組んでいく。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【グリーン・ツーリズムネットワーク強化促進事業】</p> <p>沖縄21世紀ビジョン実施計画では「グリーン・ツーリズムにおける交流人口」を本件事業の成果指標として設定し、また、「主な取組」検証票では当該指標を活動指標として設定しているが、事業の目的である「農林漁業者の所得向上」と「地域の活性化を図る」に対応した成果指標が設定されていない。</p> <p>県は、1. 事業の目的に見合う効果を測定可能なアウトカム指標としての成果指標を設定し、2. そのうえで、グリーン・ツーリズム活動が自走化を実現し、持続可能性を高めるための仕組みを構築すべきである。</p>	<p>本事業は令和元年度で終了したが、後継事業である「グリーン・ツーリズムコーディネート機能強化事業」では、事業の目的を「グリーン・ツーリズム受入品質の高位平準化」と設定した。その目的に見合う成果指標として、①一定の基準を満たす「グリーン・ツーリズムインストラクター養成数」と②「農村体験・交流プログラムモデルの開発とマニュアル化（数）」を設定して実施しているところであり、これまで設定した「グリーン・ツーリズムによる交流人口」については引き続き、施策全体の成果指標として、設定したいと考えている。</p> <p>また、グリーン・ツーリズム活動の自走化については、同後継事業にて、「県内グリーン・ツーリズム情報の一元化、人材育成や予約管理を行うコーディネート機能」を担う、持続可能性を高めるための仕組みの構築に向けて取り組んでいるところである。</p>	<p>農林水産部 村づくり計画課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【沖縄の農家民宿一期一会創造事業】</p> <p>本件事業で掲げる平成30年度における成果指標のうち「農家民宿におけるスタイル基本調査及び実態調査の実施」、「アンケート調査により事業の在り方を検証する」は、成果指標ではなく、単なる活動指標である。また、事業の目的である「農村の活性化」と「農業の振興」に対応した成果指標が設定されていない。</p> <p>県は、1. 事業の目的に見合う効果を測定可能なアウトカム指標としての成果指標を設定し、2. そのうえで、農家民宿が自走化を実現し、持続可能</p>	<p>本事業は令和元年度で終了したが、後継事業である「グリーン・ツーリズムコーディネート機能強化事業」では、事業の目的を「グリーン・ツーリズム受入品質の高位平準化」と設定した。その目的に見合う成果指標として、①一定の基準を満たす「グリーン・ツーリズムインストラクター養成数」と②「農村体験・交流プログラムモデルの開発とマニュアル化（数）」を設定して実施しているところであり、これまで設定した「グリーン・ツーリズムによる交流人口」については引き続き、施策全体の成果指標として、設定したいと考えている。</p>	<p>農林水産部 村づくり計画課</p>

	性を高めるための仕組みを構築すべきである。	また、農家民宿の自走化については、同後継事業にて、「県内グリーン・ツーリズム情報の一元化、人材育成や予約管理を行うコーディネート機能」を担う、持続可能性を高めるための仕組みの構築に向けて取り組んでいるところである。	
監査意見	<p>【観光産業実態調査事業】</p> <p>平成29年度と平成30年度の比較では、事業費は増加しているにもかかわらず、回答事業者数は減少していることから、母集団確保の点で改善の余地がある。</p> <p>本事業は、アンケートの母集団数を増加させ、データに厚みを持たせることにより有効性が高められるため、回答数を増加させるべく回答率を上げるような調査手法を構築すべきである。</p>	<p>平成30年度第1回調査では、209事業者が母集団となっているが、監査意見を受け、令和3年度第1回調査では、母集団数が2,347事業者となり、平成30年度と比較して2,138件の母集団数を増加させ、データの有効性が高められたと考える。</p> <p>また、回答方法についてもWEBでの回答の導入等、効率的な調査になるよう取り組んでいる。</p>	文化観光スポーツ部観光政策課
監査意見	<p>【外国人観光客実態調査事業】</p> <p>調査票本数は、平成28年度以降、増減はあるが、調査方法が基本的に相対の聞き取り及び自記式であることも相まって日本人観光客向けの同様の調査（観光統計実態調査）と比較して回答数が少なく、母集団確保の点で改善の余地がある。</p> <p>本事業は、アンケートの母集団数を増加させ、データに厚みを持たせることにより有効性が高まる。そのため、回答数を増加させる効果的な調査手法を取り入れるべきである。</p>	<p>外国客を調査対象とする外国人観光客実態調査の回答数は、令和元年度において3,296票（空路2,060、海路1,236）となっている。</p> <p>回答数がどれだけ必要かについては、標本誤差（真の値と調査結果の差をあらわす）をどの程度に設定するか判断材料となる。令和元年度の観光消費単価の標本誤差は、空路客が2.1%、海路客が2.9%で適正と考えられる5%以内の範囲に収まっていることから、必要な回答数は確保されていると考えている。</p>	文化観光スポーツ部観光政策課
監査意見	<p>【観光危機管理対策支援事業】</p> <p>今後は、取組が遅れている市町村に向けて計画策定のノウハウなどを伝授する勉強会を開催すべきである。そして、県が、市町村ごとの計画策定状況の進捗管理を行い、最終的には計画未策定の市町村がゼロとなるよう、毎年、市町村の「観光危機管理計画」の新規策定数を成果指標とすべきである。</p>	<p>令和2年度から、市町村における観光危機管理計画の新規策定支援や既存計画の運用見直しを目的とした市町村勉強会を開催している。また、市町村ごとの計画策定状況の進捗管理を行っており、令和2年度から「観光危機管理計画」策定市町村数を成果目標に設定している。</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査指摘	<p>【エコツーリズム推進プラットフォーム事業】</p> <p>仕様書上は「中間報告を11月中に最終報告を3月中に実施する。」と記載されているにもかかわらず、中間報告に関する資料を県が保有していない。</p>	<p>仕様書に定められた中間報告は予定より遅れたが事業年度内に実施しており、書類の保管もなされていた。</p> <p>今後は、書類の適切な保管と引継ぎを行う。</p>	文化観光スポーツ部観光振興課

	<p>中間報告に関する資料がそもそも作成されなかったのか、県が提出を受けていなかっただけなのか、提出を受けた後に紛失したのか不明であるが、県は中間報告書に関する資料の提出を受け、これをきちんと保管しておくべきである。</p>		
<p>監査意見</p>	<p>【エコツーリズム推進プラットフォーム事業】 県は、観光客数の増加奨励政策とエコツーリズム推進との共存を図るために、改訂予定である沖縄県観光振興基本計画にエコツーリズムの適正利用や環境保全を織り込むための提言案の検討を平成31年度事業として外部委託しているが、改訂後の基本計画に実効性を持たせる必要がある。具体的には、沖縄県観光振興基本計画を策定する観光政策課はもとより、保全利用協定締結地区の支援・未締結地区への普及など本事業に関連する重要な活動を担う環境部自然保護課などの関係部課との間で、問題意識と成果目標に対する責任を共有し、事業の策定から執行にいたるまで強力で連携して取り組むべきである。また、NPO法人沖縄エコツーリズム推進協議会との連携においても、成果目標に対する責任を共有することで、規律と緊張感のある支援をすべきである。</p>	<p>エコツーリズム等の自然環境の保全に配慮した観光振興や、世界自然遺産の登録や登録後の取組に関して、環境部自然保護課等と連携しており、また、国や県、市町村、事業者、地域住民等で構成される協議会等での議論を行っている。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【エコツーリズム推進プラットフォーム事業】 本事業内容に共通して、活動指標は設定されているが、成果指標は設定されていないため、事業目的の達成度も有効性も測ることができない。従って、成果指標を設定すべきである。</p>	<p>本事業の成果指標としては、観光統計実態調査の調査項目である「旅行中の活動」において、「エコツアー」を行った者の割合を成果指標として設定している。 なお、当該成果指標の目標値(令和3年度)は2.2%に対して、実績値は、4.0%(令和元年度)となっている。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【琉球王国文化遺産集積・再興事業】 現状、県が設定する成果指標は、事業の目的と効果を測ることのできるアウトカム指標になっていないため、事業の有効性の評価・検証が不十分となる。 県は、事業の目的に見合う効果を測ることのできるアウトカム指標としての成果指標を設定すべきである。</p>	<p>本事業の目的は戦後70年余を経て、震災により失われた琉球王国時代の精緻で至高の手わざを美術工芸資料の復元製作を通して現代に蘇らせ、世界に誇る沖縄の手わざの力を、文化財を通して発信し、琉球王国文化の周知を図ることである。 事業のKPIとして、令和2年度から復元資料を出展した「手わざ展」の来館</p>	<p>文化観光スポーツ部文化振興課、博物館・美術館</p>

		者及び復元製作者に対し、アンケートを実施して「琉球王国文化への理解」、「展覧会を観覧しての満足度」等を指標とした。 令和2年度に開催した「手わざ展」の宮古島市、石垣市、首里城公園での巡回展には10,315人が観覧に訪れ、アンケートでは「琉球王国文化の理解度が深まった」が98%、「展覧会の満足度」は95%という結果が得られた。	
監査意見	<p>【琉球王国文化遺産集積・再興事業】 本件事業における委託契約書及び業務仕様書には適切な割合又は適切な金額が設定されておらず、委託先による再委託金額についての制限は無い状況にある。</p> <p>確かに、業務の特殊性から再委託の占める割合が多くなる状況は理解できるが、再委託を制限する趣旨を踏まえ、委託契約書及び業務仕様書には、本事業における再委託の内容ならびにその占める割合について合理性があることの論拠と併せて、適切な割合又は適切な金額を設定すべきである。</p>	<p>本事業における復元製作業務委託契約書及び業務仕様書には再委託についての適切な割合又は適切な金額が設定されておらず、委託先による再委託金額についての制限は無い状況にあったが、再委託の割合について、適切な割合を算出し、仕様書または契約書に明記するよう是正した。令和2年度は、仕様書において、再委託については「契約金額の7割以内にする」と明記した。また、契約書においては第11条で再委託に関する条項を明記した。</p>	文化観光 スポーツ 部文化振 興課、博 物館・美 術館

—令和2年度包括外部監査報告に係る分—

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査指摘	<p>【議会による財務数値に基づく関与のあり方】 県議会は、審議の対象となる様々な分野の事業に係る専門的知識を必ずしも有しているわけではない。そのため、病院事業局は、事業の現状や施策の必要性について、決算書やデータに基づいてわかりやすく説明し、理解を促す必要があるが不十分である。</p>	<p>令和2年9月定例会以降の委員会では、庁議や与野党議案説明会での説明資料だけでなく、当日配付資料を追加するなどして、わかりやすい説明を行い委員の深い理解に基づく充実した審議につなげられるよう努めている。</p> <p>また、前年度決算や決算年度の予算との比較など、審議対象とされる項目に応じた資料を適宜用意し、審議中には速やかに説明できるよう備えている。</p>	病院事業 局病院事 業経営課
監査指摘	<p>【会議体の実効性について】 各会議体は、病院事業局又は各病院における経営計画又は実施計画で定めた目標（KPI）の達成度を定量的に測定し、計画（予算）と実績の差異の原因分析に基づくさらなる改善策を検討・策定し、その改善策の実践に基づくKPIの達成度を測定する、というPDCAサイクルの実効性を確保する</p>	<p>令和3年9月以降、各病院での経営対策会議終了後に会議資料及び議事録を局共有フォルダ内に保存し、病院事業局と各病院間で課題や取組状況等の情報共有を図っている。</p> <p>令和2年9月からは、現状報告にとどまることがないように、毎会議、経営改善のテーマを設定し協議している。そうすることで、他院の取組で参考にできるも</p>	病院事業 局病院事 業経営課

	<p>会議体である必要がある。しかし、現状では以下の点で問題がある。</p> <p>1. 検討内容が議事録として記録・保存されていないため、改善策が明確化されず、その実行及び評価が曖昧なものとなり、PDCAサイクルの実効性に疑義が生ずる。</p> <p>2. 会議における議論の多くが現状認識に終始しており、これまでの取り組みの評価や、今後の取り組みの方針を示すなど事業運営の改善に資する何らかの結論に至っておらず、診療サービスの提供で多忙な中、一堂に会することの意義が失われている（なお、情報共有することの有用性を否定するものではない。）。</p>	<p>のがあれば取り入れ、自院の経営改善に活用するなど事業運営の改善に資するものと認識している。今後も、各病院の経営対策会議で挙げた課題について、問題を局全体で共有し、解決策の検討や病院全体に共通の経営改善テーマを協議したりするなど、実効性のある会議運営に努めている。</p>	
<p>監査指摘</p>	<p>【沖縄県立病院経営計画の実績評価について】</p> <p>基本目標の「①経常収支の黒字確保」が、『新公立病院改革ガイドライン』を根拠として、過去分の退職給付引当金計上額を控除した経常収支の黒字化を意図している点は、経営管理上の観点からは合理性に欠ける。なぜなら、本経営計画が「改革プラン」として位置づけられていることに鑑みれば、退職給付引当金相当の将来債務の存在を認識し、かつ当該将来債務は第一義的には病院事業の収益で賄う必要があるにもかかわらず、その影響を控除した形で本経営計画期間内に経常収支黒字を達成したと判断することは、本当の改革にはならないと考えられるからである。</p>	<p>沖縄県立病院経営計画は、「新公立病院改革ガイドライン」に基づき「新公立病院改革プラン」に位置付けて策定している。このガイドラインの中で、経常収支比率に係る目標設定の考え方が示されており「公立病院が担っている不採算医療等を提供する役割を確保しつつ、対象期間中に経常黒字化する数値目標を定めるべきであり、仮にそれが著しく困難な場合には、経常黒字化を目指す時期及びその道筋を明らかにするものとする」とされている。またその際に留意する点として「平成26年度から適用された新会計基準により過去分の退職給付引当金を複数年で経常費用に計上することにより経営に与える影響が一時的に著しく大きくなる場合は、経過的な取扱いとして、注記した上で過去分の退職給付引当金を除いて経常黒字化の数値目標をつくることのできることを」とされていることから、病院事業局ではそれを踏まえ沖縄県立病院経営計画の目標を設定し、目標達成に向けて経営の改善・改革を行っている。</p>	<p>病院事業局病院事業経営課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【財務経理の体制強化について】</p> <p>公営企業会計の中でも病院事業は複雑かつ難解な論点が多く、また、会計面だけでなく医療器械の入札事務や委託業者との折衝、防災、施設管理、医事業務など、定期的な人事異動で携わるには荷が重い業務である。業務量が多いため、ルールやノウハウを学び、</p>	<p>ミスの再発防止について、病院事業局では「財務事務点検実施要領」に基づき、職員を指定し、各県立病院等の財務経理事務に関する書類（支出、伝票、帳簿等）の点検を実施している。</p> <p>また、財務経理事務の経験の蓄積を補うため、各県立病院の事務担当者を集めた勉強会を定期的に（月1回程度）開催</p>	<p>病院事業局病院事業総務課 病院事業経営課</p>

	<p>身に着ける間もなく、前任者のしていたとおりに、あるいは上司の言うとおりに事務を執行している（せざるを得ない）ケースが多いと推測される。</p> <p>このような状況であるにもかかわらず経験の蓄積を補う「マニュアル」やミス防止のための事務方法（内部統制）の構築が十分に図られていないため、ミスの再発防止はもとより、効果的かつ効率的な人材育成が出来ないおそれがある。</p>	<p>し、適正な事務処理の再確認と、ミス防止対策等の情報交換を行い、統一した事務方法を整理することで内部統制の構築を行っている。</p> <p>効果的かつ効率的な人材育成について、病院事務職員には専門的な知識、能力が求められており、その人材育成は、「沖縄県病院事業局事務職員に係る人材育成プラン（平成29年3月29日病院事業局長決定）」に基づき行うこととしているが、これまで十分にプランが実行されていなかった。</p> <p>このため、職員の現状を把握し、今後の人材育成、キャリア支援に活用するために、職員がこれまでどのような業務経験を有しているかを記録する「業務経験一覧表」の作成を行っている。</p> <p>また、病院事務職員として必要な知識を得るために、職位別の研修（コミュニケーション、リーダーシップ、経営管理等）や業務毎の専門研修（施設基準、物品管理、診療報酬等）を強化し、適切な人事管理と人材育成を中長期的に行うこととした。</p> <p>なお、知事部局等他任命権者からの人事交流による職員配置では経験の蓄積が困難であるため、平成22年度から病院事務職の採用を行い、段階的に交流職員の数を減らし、病院事務職への移行（プロパー職員化）を進めているところである。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【財務経理担当者の異動時期】</p> <p>財務経理担当への人事異動は、決算調製後の6月1日以降とすることを検討されたい。</p>	<p>沖縄県病院事業局の定期人事異動については、離島地域への配置もあることから、住居の確保や子の通学、保育園入所等に鑑み、全県的に人の異動がある4月1日に行うことが適当であり、財務経理担当のみ6月1日以降に配置することは慎重に判断すべきと考える。</p>	<p>病院事業局病院事業総務課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【退職手当の負担方法について】</p> <p>退職日直前に所属する会計以外の在籍期間の方が長い場合は、退職日にその会計に異動させることになっている。しかし、病院事業のように職員が多いうえに毎年度増員させている会計においては、退職給付引当金の計上と取り崩しのバランスを考えても、また、地方公営企業会計基準の見直しにより引当金計上を義務付けた趣旨であ</p>	<p>他任命権者職員が病院事業局に在籍する期間は限られていること及び他会計における在籍期間が長い場合は当該会計へ異動させる等の対応がなされていることから、實際上、他任命権者職員の退職手当を病院事業局が負担することはほとんどないものとする。</p> <p>他任命権者との人事交流については、定年退職時期を勘案し、定年退職となる年次に他任命権者の職員を病院事業局に</p>	<p>病院事業局病院事業総務課</p>

	<p>る発生主義に基づく正確な期間損益計算、及び財政状態の適正な把握の観点からも、現状の負担方法は合理的な処理とは言い難い。</p>	<p>配置しないよう配慮することとする。 また、同じ病院事業局職員が、他任命権者での在籍期間が長期にならないよう適材適所の配置を踏まえながら人事交流を行うこととする。</p>	
監査指摘	<p>【勤怠管理について】 時間外勤務時間の正確性に疑義が生ずるため、これに基づいて算定される時間外勤務手当（人件費）の計上額にも疑義が生ずる。 また、いわゆるサービス残業等、法令に抵触する勤務実態の防止に努めているとしても、所轄庁等への説明が困難となるリスクがある。</p>	<p>平成29年度に導入した勤務管理システムにおいて、所属長は職員の出退勤時刻の把握が可能となっている。在庁時間には、業務時間に含まない着替え、休息や自己研さんも含まれている。 沖縄県病院事業局職員就業規程において、業務上必要があるときは、その必要の限度において、職員は時間外勤務を命じられることがあるとされている。 また、局長から発出した通知（令和3年7月27日付け病総第400号）において、時間外勤務は必要最小限にとどめるとともに事前命令と事後確認を徹底するよう所属長に対して周知しており、引き続き適正な勤務管理に取り組む。</p>	病院事業局病院事業総務課
監査意見	<p>【前回監査結果（平成15年度）に対する措置状況は適切か】 勤勉手当に関して、給与条例、期末手当等規則では、任命権者が一定の範囲内で定めると規定されている。ところが、實際上全員同じ成績率が適用されている。条例等に沿った運用ができるのではないか。</p>	<p>病院事業局においては「沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」及び「沖縄県病院事業企業職員給与規程」に基づいて勤勉手当を支給しており、規程の中で「勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額」とされている。 この割合は条例で「基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する」とされており、その割合を各個人の成績に応じて変えることはできるが、これまで病院事業局が実施している人事評価結果を給与に反映させることに関して、病院労組及び医師労組と合意できていなかったため、職員全員同じ成績率で支給していたところである。 今年度、沖縄県病院事業局職員労働組合と沖縄県公務員医師労働組合の双方と勤勉手当への成績反映に合意したことから、令和5年度より令和4年度の人事評価結果を反映させることができるようになり、成績に応じた支給割合の適用となる。</p>	病院事業局病院事業総務課
監査指摘	<p>【前回監査結果（平成15年度）に対する措置状況は適切か】 資産を取得した年から月割償却する</p>	<p>原価計算の精度を上げる方針であることも踏まえ、減価償却の開始時期を月単位で実施することも検討したが、月単位</p>	病院事業局病院事業経営課

	<p>よう会計方針を変更することが望まれる。</p>	<p>での減価償却状況管理体制の確保が実状として難しく、資産取得時期や財源確定時期が年度末に集中している現状では、病院事業会計全体におけるシステム改修費用の計上の優先度は当面の間、低くなるを得ず、引き続き取得年度の翌年度から減価償却を開始することとした。</p>	
監査意見	<p>【請求保留レセプトについて】 レセプトを早期に確定させることについて、医局（担当医師）の意識付けを強化する必要がある。</p>	<p>宮古病院では月2回、医師のレセプト点検期間を設け、医師に対して早期のレセプト確定を促し、レセプト請求については締切日の10日とし、医局（担当医師）の意識付けを行っている。</p>	病院事業局宮古病院
監査指摘	<p>【請求保留レセプトの会計処理について】 請求保留レセプトの処理が地方公営企業法第20条第1項に準拠していない。 なお、令和元年度決算において請求保留レセプトを医業収益に計上するために必要な修正仕訳は、以下のとおりである。 (借方) 医業未収金 12,311,667円 (貸方) 医業収益 12,311,667円</p>	<p>地方公営企業法第20条第1項（計理の方法）に準拠した発生主義による会計処理を每期継続的に行うこととし、令和2年度決算から期末時には請求保留レセプトを医業収益に計上した。</p>	病院事業局八重山病院
監査意見	<p>【請求保留レセプトの会計処理について】 請求保留レセプトの中には、医局の点検未了等の事務手続き遅れや、公費負担制度に係るものなど、請求額としては確定している（もしくは院内の対応次第で確定できる）ため、請求レセプトと同様に「診療行為を提供し、かつ、請求金額が確定（できる）」していることから、「地方公営企業法」第20条に定める発生主義に基づき、本来、月次で収益計上すべきものがある。 このような請求保留レセプトを低減させるため、定期的に（少なくとも四半期ごと）、すべての請求保留レセプトを発生種類ごとに把握し、医局点検遅れといった病院として解消可能なものは速やかに対応策を策定し、解消に努められたい。</p>	<p>請求保留レセプトには、公費など請求額は確定しているが、請求できる状態になるまでに1ヶ月以上の期間を要するものが毎月必ず発生する。請求額が確定していない保留レセプトと併せて、これらを毎月末に医業収益に計上し、翌月初に逆仕訳による修正を行うことは、月次損益の把握には繋がるものの業務が煩雑となるため、期末時にのみ医業収益に計上することとする。 一方、請求保留レセプトについては、月次で発生種類別に件数・金額を把握し、医師の症状詳記待ちなど、院内で解消可能なものについては、該当医師への督促を行うなどにより解消に努める。</p>	病院事業局八重山病院
監査指摘	<p>【診療報酬請求額の違算について】 違算額の発生は、病院側がレセプト請求時に計上した医業収益の計上額に</p>	<p>請求先が認識する請求点数について、レセプト請求後より翌1ヶ月後まで確認可能となっている。当確認及び関連デー</p>	病院事業局北部病院

	<p>疑義があったことを意味している。したがって、違算額が発生した場合、適時に可能な限り原因分析を行い、再発防止に努める必要があると考えられる。</p> <p>違算発生の原因分析を適時かつ適切に実施できていない場合、将来、多額の違算が生じるリスクを孕む。</p>	<p>タの抽出・保管の体制を確立していなかったため、当院と請求先間における請求点数の差異を検証できずにいた。</p> <p>改善策として、請求先が認識する請求点数及び関連データの抽出・保管をし、入金額、査定額等の差し引き額が判明次第、違算額の確認・原因分析を行うこととし、違算額の縮減及び再発防止に努めている。</p>	
監査意見	<p>【外国人に対する未収金について】</p> <p>観光立県を目指す観点からは、外国人向け医療サービスの提供体制に加えて、未収金の管理・回収方法についても、医療機関だけではなく、県として取り組むべきコロナ後を見据えた重要な課題と認識して、検討・構築された。</p>	<p>外国人観光客の医療費未収金対策について、観光部局では、「インバウンド医療受入体制整備事業」において取組を行っている。</p> <p>具体的には、未収金対策を含む外国人観光客患者対応のための医療機関向けマニュアル作成やセミナーの実施、各種課題に個別相談を受け付ける電話相談窓口の設置を行っている。</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査指摘	<p>【未払費用の計上方法について】</p> <p>未払費用の計上要件を満たしている取引を網羅的に把握する仕組みが無いため、決算書上、計上すべき費用の網羅性に疑義が生ずる。</p>	<p>令和3年3月26日付け病経第782号「年度末における収益及び費用の経理処理について」を本庁及び各病院宛てに発出し、未払費用を計上する科目と時期について統一した取扱いを行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未払費用の計上が必要な勘定科目 手当及び報酬 ・計上すべき日 手当及び報酬を給する月の前月末日 ・計上すべき額 手当及び報酬の額（実績額） 	病院事業局病院事業経営課
監査指摘	<p>【未払費用の計上方法について】</p> <p>各病院・本庁で未払費用を計上する科目と時期が統一されていないため、各病院における月次ベースの損益比較、及び各病院間における財務内容の比較可能性が担保されているとは言い難い。</p>	<p>令和3年3月26日付け病経第782号「年度末における収益及び費用の経理処理について」を本庁及び各病院宛てに発出し、未払費用計上する科目と時期について統一した取扱いを行うこととしており、各病院・本庁で未払費用を計上する科目と時期が統一され、各病院における月次ベースの損益比較や各病院間における財務内容の比較ができるようになった。</p>	病院事業局病院事業経営課
監査指摘	<p>【特定収入の判定について】</p> <p>企業債は「通常の借入金等」と考えられ、特定収入には該当しない。そのため、特定収入割合や仕入控除税額の算定等が不適切となっている可能性があり、その結果、消費税額はもとよ</p>	<p>消費税及び地方消費税の確定申告において、これまで企業債を「特殊な借入金」と認識していたことから特定収入として計上し特定収入割合等を算定していたが、指摘を受け、令和2年度消費税及び地方消費税の確定申告から、企業債を</p>	病院事業局病院事業経営課

	り、決算書の数値が正確であるとは言 い難い。	「通常の借入金等」とした上で、特定収 入割合や仕入控除税額を算定している。	
監査指摘	<p>【特定収入の使途の特定について】 現状の「使途を特定するための文 書」は、以下の点で使途を特定する根 拠としては不十分であり、消費税法上 の「合理的な方法」とは言い難い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3条予算分に係る「課税支出割合」 の算定方法は、分子と分母がそれぞれ 税込みと税抜きとなっており整合して おらず、かつ、貯蔵品購入額が分子の みに含まれているため、現状の「課税 支出割合」は正確とは言い難い。 ・従前の算定方法を採用することの妥 当性については、税額計算の都度検証 し、その根拠を簡潔に説明すべきであ るが、不十分である。 ・前述の1. 特定収入の判定について に関連するが、企業債が「通常の借 入金等」であるならば、企業債の元金 償還に対して交付された繰入金は特定 収入となり、企業債が充当された事業 を行った課税期間における支出に対す る課税仕入れ等の支出の額で按分し、 使途を特定する必要がある。 	<p>令和2年度消費税及び地方消費税の確 定申告に係る「課税支出割合」の算定に 当たり、分子分母とも税込、貯蔵品購入 額も分子分母ともに計上した。また、企 業債の元金償還に対して交付された繰入 金は特定収入とし、使途を特定した上で 算定した。</p>	病院事業 局病院事 業経営課
監査指摘	<p>【他会計補助金について】 発生主義では交付決定を受けている 補助金については、未収入であっても 交付決定の年度で収入決算をするべき であることは病院事業局も認識してい るが、地方公営企業法施行令第10条第 3号のただし書きを根拠に、翌年度決 算としている。</p> <p>しかし、ここで根拠としている地方 公営企業法施行令第10条は「収益の年 度所属区分」を定めたものであり、そ もそも当該補助金は「収益」ではなく 負債の繰延収益であるから、当該条文 は該当しない。この財源を充当するは ずの資本的支出のみが決算に計上さ れ、本来なら収入として決算されるべ き他会計補助金が計上されておらず、 会計年度独立の原則が担保されていな い。現状では決算書の数値が正確であ るとは言い難い。</p>	<p>令和3年3月26日付け病経第782号 「年度末における収益及び費用の経理処 理について」を本庁及び各病院宛てに発 出した。</p> <p>その中で、補助金（他会計補助金及び 国庫補助金）については統一した計上処 理を行うこととしており、令和2年度決 算調製から、交付決定額または年度内に 補助事業が完了しているケースでは実績 報告額で当年度に計上している。</p>	病院事業 局病院事 業経営課
監査指摘	<p>【剰余金計算書】 資本剰余金の減額は「処分」を想起</p>	指摘のとおり、地方公営企業法施行規 則附則第6条は、経過措置として最初適	病院事業 局病院事

	<p>することから、例えば補助金の返還等それ以外の理由による変動額は別に欄を設けて変動理由を明示する必要がある。しかし、当該変動額の理由とされた地方公営企業法施行規則附則第6条は、経過措置として、あくまで最初適用事業年度にのみ適用されるものであり、令和元年度において当該附則を適用すべきではない。</p> <p>さらに、資本剰余金の処分については、地方公営企業法第32条第3項が、資本剰余金が本来、資本金と同等の性格を持つものであることを考慮し、慎重な処理を求めるものであるにもかかわらず、同条項に準拠した事務手続きを実施していない。</p> <p>また、当該変動額が最初適用事業年度に正しく繰延収益に計上されていれば、それに伴って計上されていたはずの戻入益が、過年度損益修正益として令和元年度に6年分まとめて計上されている。当該過年度損益修正益は資本剰余金の減額と直接的に関係があるものではないが、欄外注記の表記は剰余金の減額理由であるような印象を与えるものとなっており、適切な開示とは言い難い。</p>	<p>用事業年度（平成26年度）にのみ適用されるものであり、令和元年度において当該附則を適用すべきではない。</p> <p>資本剰余金の変動事例についても、平成26年度から適用される会計基準の見直しに伴う場合にのみ当該附則が適用される。</p> <p>今後、資本剰余金の変動があった場合は、変動原因に即して対応する（当該附則は適用しない）。</p>	<p>業経営課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【固定資産明細書の内容について】</p> <p>固定資産の取得に関して、「沖縄県病院事業局固定資産管理規程」は以下のとおり定めている。</p> <p>第10条（取得の報告）</p> <p>所属長は、固定資産を取得したときは、振替伝票を発行し、固定資産台帳へ登載するとともに、遅滞なく次に掲げる書類のうち必要なものを添付して、局長に報告しなければならない。（以下省略）</p> <p>しかし、現状、固定資産の新規取得及び除却・売却について、固定資産台帳（固定資産管理システム）への登録（登載）が、会計処理と同時に実施される体制が構築されていない。</p>	<p>令和3年3月26日付け病経第782号「年度末における収益及び費用の経理処理について」を本庁及び各病院宛てに発出し、固定資産の決算処理について下記のとおり指導を行った。</p> <p>決算時の確認事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 固定資産台帳は正しく登録すること 2 次の帳簿等の(1)と(2)を照合し、一致することを確認すること <p>(1) 予算整理簿及び総勘定元帳(残高試算表)・・・財務会計システム出力</p> <p>(2) 固定資産取得報告書・固定資産除却報告書・・・固定資産管理システム出力</p> <p>なお、並行して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月行っている施行状況報告において、施設整備費に係る固定資産登載状況についても確認し、未登載の場合は登載させる。 ・「沖縄県病院事業局固定資産管理規程」第10条（取得の報告）の手続き漏れがないよう適宜、指示する。 	<p>病院事業局病院事業経営課</p>

<p>監査指摘</p>	<p>【固定資産明細書の内容について】 固定資産明細表及び決算附属資料（「2 工事」「(2)改良工事の概況」）は、実態を正確に開示していない。</p>	<p>令和3年3月26日付け病経第782号「年度末における収益及び費用の経理処理について」を本庁及び各病院宛てに発出し、固定資産の決算処理について決算時の確認業務、施設整備費に係る固定資産登録状況に関する確認、登録等の指導を行った。</p>	<p>病院事業局病院事業経営課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【財務規程について】 「沖縄県病院事業局財務規程」第112条（減価償却の特例）第2項は、「有形固定資産で、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件をもって取得したものの減価償却は、府令第8条第4項の規定により算出するものとする。」とされている。しかし、当該条項の内容は、現在は廃止されている公営企業会計基準変更前の「旧みなし償却規定」である。 病院事業における事務の根拠となる財務規程が、公営企業会計基準に準拠していない。</p>	<p>令和3年3月12日付けで、沖縄県病院事業財務規程を以下のとおり一部改正した。（旧みなし償却規定に係る条項を削除） 沖縄県病院事業財務規程第112条第1項中、「第8条第3項」を「第15条第3項」に改め、同条第2項を削る。</p>	<p>病院事業局病院事業経営課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【患者預り金の管理について】 患者家族から患者の消耗品を購入するために預かっている金銭（以下、「患者預り金」という。）の単独の属人的な現金管理は、担当者に精神的負担を強いるとともに、いわゆる「魔が差す」余地を放置し、横領等の不正の温床となるリスクがあることから、現在の2名体制による管理を継続されたい。 一方で、2名体制であっても簿外管理である以上、結託されるリスクは否めない。仮に不正が発覚した場合、担当者の責任は免れないが、それ以上に現状の管理方法を放置していた管理者の責任の方が重大である。</p>	<p>現金の出納について、患者預かり金担当者は日計表等を作成、別の職員が入出金伝票と現金の確認を業務終了後に行っている。月末には、経営課において銀行からの残高証明書と患者預かり金システムの帳票の金額の確認、管理者へ報告を行い不正が行われないよう対策を行っている。</p>	<p>病院事業局精和病院</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【貯蔵品残高の妥当性について】 実地棚卸結果に基づく実際有高を正として、会計上の年度末たな卸資産残高を修正するという、あるべき決算整理処理が実施されておらず、決算書の貯蔵品残高の妥当性に疑義が生じている状況である。</p>	<p>定期に行う棚卸業務の回数を増やし、貯蔵品残高を把握する。また、残高試算表と棚卸資産明細資料の差異が生じる場合は、原因を究明し修正を行うとともに再発防止を図る。</p>	<p>病院事業局精和病院</p>

<p>監査指摘</p>	<p>【固定資産の現物確認のあり方について（その1）】</p> <p>固定資産の現物確認に基づく固定資産台帳の整備が、「沖縄県病院事業局固定資産管理規程」の第13条（実地照合による修正）、第17条（固定資産の保管転換）に準拠して実施されていない。</p> <p>この結果、現物確認の実効性、ならびに決算書上の固定資産残高及び減価償却費の正確性に疑義が生ずる状況である。</p>	<p>固定資産台帳上の除却処理漏れについては是正済みである。</p> <p>現物確認マニュアルを作成し、病院事業局固定資産管理規程に基づき、適切な固定資産の管理に努める。</p>	<p>病院事業局北部病院</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【リース取引の会計処理判定及び契約満了後の取扱いについて】</p> <p>リース取引判定資料が整備・保管されていないため、リース取引において採用した会計処理が適切かどうか容易に検証できず、会計処理の妥当性に疑義が生ずる。</p>	<p>令和3年度契約よりリース取引判定フローを伝票に添付し、伝票決裁者によるダブルチェックを行っている。</p>	<p>病院事業局北部病院</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【減価償却の開始時期について】</p> <p>取得年度において病院事業の用に供しているにもかかわらず減価償却を実施しないのは、以下の点で不合理である。</p> <p>イ) 「地方公営企業法」第20条に定める発生主義に基づく適正な期間損益計算に準拠していない。</p> <p>第二十条</p> <p>地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。</p> <p>ロ) 長期前受金（繰延収益）の収益化処理の意義が没却される。</p> <p>ハ) 病院事業局として今後、原価計算の精度を上げる方針であることに鑑みると、合理性が認められない。</p>	<p>原価計算の精度を上げる方針であることも踏まえ、減価償却の開始時期を月単位で実施することも検討したが、月単位での減価償却状況管理体制の確保が実状として難しく、資産取得時期や財源確定時期が年度末に集中している現状では、病院事業会計全体におけるシステム改修費用の計上の優先度は当面の間、低くならざるを得ず、引き続き取得年度の翌年度から減価償却を開始することとした。</p>	<p>病院事業局病院事業経営課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【医薬品等の発注及び検収について】</p> <p>現状、薬局職員が発注と検収を兼ねる可能性があるため、いわゆる預け金（プール金）不正の温床となる。</p>	<p>医薬品等の発注業務、検収業務が同一職員にならないよう体制を整えた。</p>	<p>病院事業局精和病院</p>

正 誤

令和4年3月31日付け公報号外第4号掲載の「公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係規則の整理に関する規則（沖縄県規則第15号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
4	上から2	3年	3月

<p>發行所 沖縄県農務部 農産課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
---	--